

第六十五回国
参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和四十六年五月七日(金曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

五月七日

辞任

櫻井 志郎君

補欠選任

津島 文治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

河口 陽一君

亀井 善彰君

園田 清充君

村田 秀三君

沢田 実君

委員

久次米健太郎君

小枝 一雄君

小林 国司君

高橋 衛君

津島 文治君

堀本 宜実君

森 八三三君

山下 春江君

和田 鶴一君

北村 暢君

河田 賢治君

國務大臣

農林大臣

倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官

宮崎 正雄君

林野庁長官

松本 守雄君

水産庁長官

大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

農林省農地局計 桜井 重平君
画部長
林野庁職員部長 齊藤 誠三君

本日の會議に付した案件

○国有林野の活用に関する法律案(第六十三回国
会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○海洋水産資源開発促進法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

国有林野の活用に関する法律案を議題といたし
ます。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順
次発言を願います。

○北村暢君 この国有林野の活用法案は過去提案
されてから数カ年にわたりまして継続審議等を経
ましてようやく参議院段階で審議することになっ
たわけでありまして、今回の国会では次期選挙の
関係もありまして会期延長等がない、そういうよ
うなことで審議時間等も相当制約されるわけであ
ります。特に例年行なわれております林業白書
等についての本会議質疑等もできるかできないか
わからない状況であります。したがってまことに
恐縮でございますが、活用法に直接関係しないか
もしませんけれども、やや林政全般について質
疑をさせていただきますと思います。したがって
若干時間的にも長くならないわけでありまして、し
かしそのことがこの国有林野の活用法と関

連して今日の林業の非常な危機的状態にある問題
に、国会として私はやはり真剣に論議する中か
ら、おのずから国有林野の活用法等にも関連を
してくる問題であろうと、このように思います。特
に衆議院におきましてはこの法案と関連をいたし
まして林業振興に関する単独の決議案が、委員会
の決議でありますが行なわれておるわけでありま
す。そういうようないきさつもありまので、
前置きは長くなりましてたけれども林政全体につ
いての質疑をさせていただきます。もうそろそろ大
臣が退出される時間でございますからその間質問
を続けるということとはちょっとどうかと思うので
あります。ごく事務的なことにならぬかとも思
います。また大臣のおられるところでは、ひと
つ午後一時ごろから来られるそうですからそれに
集中することにしたと思います。

そこで過般、四十五年度の林業の動向に関する
年次報告がなされ、きのうも杉原君から外材輸入
等の問題について質疑があったわけでありま
す。今年度における林業経済の概観的なものが述
べられておるわけでありまして、この概観の中で
四十四年度でついに自給率が五〇〇割を割って外材
のほりが五五割を占めるようになり、四十五年
度、昨年度では五五割になったというところが、き
のう杉原君の質問に対してあったわけですが、こ
のような外材を急速に輸入しなければならぬよう
な状況になったことは、昭和四十一年度長期見
通しを立てておるわけですが、当時の長期見通し
の中で最低の自給率が七二割か二五割であつ
たと思ひます。ところがもうこの見込がすでに
ずれて、先ほど申し上げたように四十五年五五割、
こういう長期見通しからすれば、非常に予測しな
かった事態が起こつておるわけでありまして、こ
れに対して四十四年の十月ですか、林政審議会で

昭和五十年を見通しての見通しを立てた、検討さ
れたようであります。昭和四十一年度の長期見通
しを立てたとき、すでに翌年からも見通しが狂
い始めておる。こういう事態になって、四十四年
度で木材の需給についての、需給の見通しと今後
の施策ということについて林政審議会で検討され
たわけでありまして、その実情について、一体木材
の需給の現状がどのようになり、どういふ検討が
なされたのか、こういう点についてまずお伺いを
いたしたいと思つておるわけですが、
○政府委員(松本守雄君) 木材の需給、いままで
の幾つかの見通しに対しては、実際の動きが相
当食い違つておる、その間の事情を説明せよとい
う御質問でございます。

確かに、昭和四十一年に閣議決定をされました
資源に関する基本計画、その長期見通しというも
のがございまして、それが相当その後の経済情勢
とかけ離れております。それに対して、昭和
五十年の中期見通しを四十四年の十月に林政審議
会に諮問——諮問ではない、建議でございます。
林政審議会の農林大臣に対する建議であります。
その中期見通しをいたしておりますが、その際に出
ておりますのがやはり木材の総需要量が一億二
千万から一億二千八百万立方メートル、昭和五十
年には必要とするであろう。国内供給量が、それ
に対して五千四百百万から六千五百万立方くら
いしか期待できない。その差し引きが外材供給量に期
待せざるを得ないという見通しを得ております。
これらの見通しがなぜ変わったかということ
でございますが、建設の需要や紙の消費の動向が見
通しのときと比べて食ひ違ひが出ておるま
す。まず、建設の需要でございますが、相対的に
は需要量は伸びておりますが、その消費構造、そ
の内容がだいぶ変わつてきております。それと、当
時、幾つかの経済見通し、経済の伸び率を想定を

して、その木材の需要をはじいておられますが、中期経済計画——これは三十九年——四十三年でございまして、そのときの経済の成長率を見通したものが八・一%になっております。それから、経済社会発展計画——四十二年——四十六年の計画でございまして、それがやはり八・二%、こういう成長率の伸びを土台にいたしまして木材の需要をはじいておると、実際にはその経済成長率が、一〇%あるいは十数%になっておるといふことが、この見通しに狂いが生じたといふことが一番大きな原因ではないかと、このように考える次第でございます。いづれにいたしまして、見通しとその後の情勢が大幅に食い違いを生じておるといふことで、それを土台にするところの林政の仕組みというものの影響がございまして、この需給計画につきまして目下慎重にその改定作業を検討いたしておる段階でございます。○北村暢君 まづこの木材需要の見通しについていま長官から説明ありましたように、その当時の見通しの算定の基礎といふものに経済の成長率、あるいは建築等の見込みが当初と狂ったといふことで、大体需要の見通しが、昭和五十年年度で長期見通しの場合合計して約一億立方という見通しであつたわけですね。ところがこの前の検討では一億二千万立方ないし一億二千八百四十立方、約二割から三割にわたって大幅に需要の伸びというものの見通しが変わつてきておるわけですね。これは四十一年のときの見通しといふものがそれなりには算定の基礎をもつて科学的にやつたはずなんです。ところがまあ二、三年たないでもうこの長期見通しはくずれざるを得ない、五十年という最も近い時期——長期見通しは昭和九十年を目標にして検討されておるわけですね。それがもう五十年——一番近い五十年の段階で二〇%から三〇%修正をしなければならぬという状況にあるということになれば、これはまあ九十年といふものを見通すこと自体これは不確定要素を含めて見通しておるわけなんです、意味がないんじゃないかと思うんですね、需要の面だ

け見まして。そういうような点でもあまりにも見通しというものが、昭和五十年において二〇%から三〇%の狂いが出てくるということとは、どうも当初の見通しがずさんであつたのかどうか、この現実問題としてたいへんな狂いである。ところがこの見通しといふものは、大体新全総においてもこの長期見通しといふものを前提にして計画が立てられておるんじゃないかと思うのです。そういう權威ある閣議決定をしたものが非常に大きな狂いを生じておるといふところに大きな疑問を感じるわけですね。それから供給の面を見まして国内の供給計画についてこの前検討した場合には、長期見通しのおくれといふものを今後五十年までに克服していくといふたてまに立つての供給予測と、林道あるいは造林生産といふものが現状に推移するといふ場合の二通りの予測をしておるわけなんです、それが、それにしても非常に当初の見通しとは狂いを生じておる、こういうことなんです。そこで私最初にお伺ひしたのは、この見通しが狂つたといふことで検討をされたのはいいんですが、なぜ供給面において——需要の面は計算違ひだつたといへばいいんですが、供給の面についてはこれは計算違ひばかりではない、現実に長期見通しの計画に対して実効というものが、実績というものが非常に欠けておつた。その現状把握というものを当然林政審議会でも建議するにあつてやつておるわけでありまして、一体その計画に対して造林、林道等の実績がどういう状況になつておるのか、そのことが木材生産等に非常に大きな影響も出てくるわけでありまして、そういう面について、まづ供給面についての実態がどうであつたかといふことを明らかにしていただきたい。

○委員長(河口陽一君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、櫻井志郎君が委員を辞任され、その補欠として津島文治君が選任されました。

○政府委員(松本守雄君) 国内生産の停滞、見通しに対して実績が低いではないか、その原因いかんという御質問のようであります。確かに見通しに比べまして生産が落ちておりますが、そのおもな理由を申し上げますと、まづ資源的な制約がそこにあるわけでありまして、ちょうど伐期に達しておる造林木が少なく、言いかえれば、大正の時代、昭和の初めの造林が少なかったといふことも言えるわけでありまして、そういうものが戦争中、戦後最近に至るまで相当切られてきた、いま残つておる資源が少なくなったといふことが第一点、それから第二点は、林道と生産基盤の整備が十分に計画に対して進捗をしなかつたといふ点、それから零細分散的な所有構造になつておるといふことが第三点、それから第四点に、労働力の減少、過疎現象その他からくるところの林業労働力が減少をしてきたといふような、こういうことが幾つかかみ合はつて国内の林業生産が停滞、むしろ逆に減少気味で推移しておるといふことが言えるかと思ひます。

○北村暢君 まあそういう抽象的な説明もいいんですが、それでなしに、長期見通しともう一つは基本計画があるわけですが、基本計画との関係における林道、造林、資源的な問題——資源的な問題等については、これは戦時中、戦後、乱伐して造林等空白状態があつたといふことは、これは四十一年の長期計画を策定するときにすでにわかつておる問題ですね。でありますから、資源的な問題がどういふことかといふことは、これは私はあまり理由にならないのじゃないかと思ひます。

そこで、この停滞した原因を三つほどあげられたらどうでありますけれども、まづ林道を例にとりまして林道といふものがどういふような状態になつておるか、大体全国森林計画の開拓すべき林道延長計画量と実績、実績において約六〇%しか実施されておらないのじゃないか。その場合、これは国有林、民有林に区別してどういふ状態にあるか。これは生産が停滞する一つの大きな原因として、林道開発のおくれといふものが原因してい

ると思ひます。林道開発の実績が六〇%程度に推移しているといふこと、これは毎年繰り返されているわけですね。四十一年の計画を立てた以後においても若干伸びているような状況もありまして、けれども、相対的に計画量に対して実行比率といふのは六〇%程度になつておる、こういうことが繰り返されていることが生産の停滞に大きくつながつておるといふことが言えるのではないかと、このように思ひますが、林道が停滞している実態と原因は一体何であるかを明らかにしていただきたい。

○政府委員(松本守雄君) 林道に対して計画と実績がどうなつておるかというお尋ねでございますが、林道の計画はまづいまありますのが全国森林計画、これは昭和四十三年から五十七年の十五年計画であります。期間計画でございまして、これは年次計画にはなつておりません。その期間十五年間にどれだけの林道をつくるべきかという計画がございまして、

なお、これは数字で申し上げますと、民有林では六万四千キロ、国有林では二万三千キロといふものを十五年間につくるというところで、それに対して四十三年度、四十四年度、二年度の実績でございまして、それぞれ六千キロ、二千七百キロ、合計して八千七百キロといふものが実績でございまして、これを十五分の二で二か年の実績といふことになりまして、そこに一つの数字が出てくるわけでありまして、が、いまも申し上げましたようにこれは期間計画でございまして年次ごとの計画になつておりませんので、そういう比較をするのが正しいのかどうか疑問もございまして、なおその数字につきまして十五か年全体計画について二か年間の進捗度は民有林、国有林それぞれ九・六%、一・一・八%になつております。

これがなぜおくれであるか、十分進まないのかという理由でございまして、その一つは全国的に林道の開設位置が逐次奥地のほうへ移行をしてまゐつております。また労働力の不足もございまして

て賃金が上昇するというふうなことで、工事費の単価が上昇してきておる。奥地未開発林地帯は林道の骨格となる大規模な林道を必要とする反面、財政力に乏しい市町村が多く、かつ天然性低質材が多いために受益者の負担能力が低位にある、そういったようなことから開設がおくれておる理由の幾つかに数えられておるのが実態でございます。

○北村暢君 それから林道の問題については計画期間中に目標量を達成すればいいんだ、したがって、これは年度ごとの計画になっておらぬから比較しにくいというふうな話ですけれども、これは四十二年度から改定されておるようでありまして、けれども、三十九年、四十年、四十一年、ここ

ざっと見てまいりましてね、それ計画改定以前からこれは六〇〇程度しか進捗してないんですよ。それで改定しているわけですね。ですから、計画期間中であるから、それが計画期間中の十年以降十五年の五年間でもって急速にピッチを上げれば、それで計画が達成できるんだと、こういうことには従来の実績からいってならないです、これは。こういう林道の開設の計画量に対して実績が年度ごとの比較はできないかもしれないけれども、かりに十五年間の案分であったと仮定するならば六〇〇程度の進捗にしかならない。ですから、十五年計画の中の十年はサボってあとの五年でもって計画をやるんだというふうにはちょっと従来の林道予算の伸び率からいってそれは簡単に

はならないのではないかとというのは常識的に言えることです。ですから、私はここでやはりひとつ、これはいま私は長官に言いませんけれども、そういう実態はやはり率直に認めるべきじゃないかと思うのです。これは林政審議会でもこの検討はされているわけですね。そして原因がどういふところにあるかというふうなことも検討されているわけですね。実情はやはり実情として認めて、知らないことではない、知っているわけですね。林政審議会も知っている、林野庁も知っているわけですね。なお

かつ、この六〇〇計画期間中の年平均というふうなものも想定すれば立ちおくれていることはもう間違いないわけですね。これが私は大きな原因になっておるというふうな思いをします。ですから、この長期見通しに対しては、目標量に対して五十年目標でもっとも達成できないだろうという見通しもある。もう一つ、この国有林道と国有林の林道との五十年度目標にしての達成の可能性についてどういふことになっておるのか。これは林政審議会でも検討して結論出ておるはずですから、どういふふうになっておるのか。

○政府委員(松本守雄君) いま先生、五十年の達成目標とおっしゃいましたが、五十年までに幾らつくるかという実はそういう年次計画はございせん。ありますのは、国有林では五十七年までに全体計画を達成する。それから国有林は若干、奥地がたぐさんございまして、おくれまして、六十五年の達成の最終年次でございまして、それまでに両方合わせて十八万三千キロという林道をつくり上げていこうというのを考えておりました、まあいざいざにしましてもいままでの実績は必ずしも十分とは申せませんが、今後その目標に従いまして関係方面ともよく打ち合わせをしながらその目標達成に努力を重ねてまいりたい、このように存する次第でございまして。

○北村暢君 役所側のほうから言わせればそういうかもしれませんね。林政審議会では建設した中においても、「資源基本計画」における昭和五十年年度目標と実績との対比」というものがこういふふうにならんとした検討されておるのです。そうして林野庁に建議されておるのです。だから、それによる意見では、ちゃんとあなただけ出しています、国有林、民有林については大体五十年度の目標は達成される予想である。それから民有林についてははきわめて困難と予想せられると、はっきりそういう見通しをしておるわけですね。これを林政審議会も空想に論議しているわけじゃないですか、したがって、この建議を受けた林野庁は、この林政審議会の意見を認めるのか認めないのか

ね、そういう実態というものを。認めるか、認めないか、それをお伺いしているのです。林野庁の計画からいえば、それは十七年間計画かなにかで、そのときがこななければならぬのだと、こういうことではあぶなっかしくて林野庁にまかしておけないではないですか。

○政府委員(松本守雄君) いま申し上げました、まあ将来の達成目標と申し上げましたが、その過程の昭和五十年、六十年、七十年と、各過程ごとにおける数字は持つておるわけでございます。林政審議会の建議もそのような数字が出ておりました、こういったものに対しては林野庁といたしまして、いまも実現の努力を重ねていかなければいけない、このように考えておる次第でございまして。

○北村暢君 いや、尋ねているのはね、国有林とそれから民有林とそれぞれ計画があるわけですね。それに対して林道延長の目標というものがいまのおくれの状態でいけば、国有林は達成される、やや達せられるだろうと、努力いかんによつては。ところが、民有林関係は達成が非常に困難だと、こう言っているのです。こういう実態を認められるのですかどうですかということを聞いておるのです。

○政府委員(松本守雄君) 民有林につきましては、まあ毎年相当な伸びでもって林道の開設が実施をされております。たとえば、昭和三十九年度は千五百六十一キロ開設をいたしましたのが、昭和四十四年度では三千五百五十八キロでございまして、約二倍の、一年度二倍の実績にふえておりますが、なおこれでもまだ昭和五十年そのキロ数を達成するにはまだ足りない、今後これを達成するには四千数百キロというものを毎年つくっていくかなければならないというところになるわけでありまして、現時点では若干そのテンポにおくれをとつておるというのが実情でございまして。

○北村暢君 それは国有林と民有林に分けてどうですかと聞いておるんです。

○政府委員(松本守雄君) いまのは民有林についてでございますが、国有林は従来は大体計画に近い

い線が開設をされておりますが、今後は国有林の予算、財政状態その他からして、また開発費の単価の伸びというものからいってそういう基本投資がなかなかできない要因も出てまいりておると思いますが、林道、そういうものはいずれにしても基本的な設備でございまして、そういう基本的な設備はその計画に従いまして何とか実現をさせるべく努力をしていかなければならないということですね、国有林の林道の毎年の開設の伸びも若干ふえておりますが、今後はその施行の内容その他をふりをするにによって目標達成に努力をしていく、このように考えておるわけです。

○北村暢君 目標達成にいくように努力をいたしますと云うんですけれども、これはいまして計画改定後四十二年、四十三年、四十四年、四十五年と、四力年を過ぎようとしておるわけですね。それが、先ほど言ったように、かりに計画期間中の年次で一年間の平均で比較すれば、六〇〇か七〇〇でよくおくれおる。しかも、この林道のおくれている理由として、先ほど長官が言われたように、奥地化してきて開発の単価も高い、労働力不足というふうな面もあるというふうなことでおくれているんだと、こう言います。ところが、そのおくれしている原因が簡単に解決するような将来の状況であるかどうかという、労働力確保の面から言えば、過疎化の現象はますます激しくなる、年々歳々激しくなる、林道はさらに奥地化している、悪い条件ばかりそろっておるでしよう。それに実行単価もどんどん上がっていく、これも事実です、奥地化していくんですから。悪い条件ばかりそろっておるのに、これを林野庁の単なる努力でもって計画目標に持っていく、このように努力いたします、こうおっしゃるけれども、そんなことをやっているから、今日林業の生産が停滞しているんじゃないですか。計画と実績の上において、最大の理由は予算がつかないということですね。そういう面もあるわけですね。労働力もないし、奥地化する、単価も上がっているという点もあるけれども、とにかく計画量を遂行する上にお

いて絶対的な予算が不足しているということではないですか。

したがって、これは林道問題について抜本的な対策を講じない限り、計画達成というものはまず不可能に近い、こういうふうに見るのは当然じゃないかと思う。この現状認識だけはやはり林野庁は深刻に認識してもらわなければいけないと思うんです。どうも国会答弁として、おくれたるけれども、計画期間中はまだ十年も何年もあるんだから、その間に努力すればいいんだと、努力するんだと、こういうことでは、過去の実績からいって私は計画量を達成できないというふうに思います。ですから、これは長官に何言ってもしょうがないですから、大臣に私は質問することにしたしまして、その現状認識だけはひとつはっきり認識をしておいていただきたいと思うんです。これは長官、その現状は、林政審議会で建議するのにあつたの検討された事項というものは認められるのだからと思うんです。そうでないと、今後の林業政策を抜本的に検討する場合における非常に重要な要素ですから、このままで置いていったらばこれはたいへんことになるから私は言っておるわけです。現状だけはひとつ認識していただきたい、こう思うんです。これは認められますかどうか。

○政府委員(松本守雄君) お答えいたします。林政審議会の建議、またその実態、確かにその必要性を認めなければいけないと思います。

○北村暢君 次に、その計画についての造林の計画と実績です。造林のほうは、これは計画量にやや近いものになっているようですが、これもまた国有林、民有林に分けて長期見通しに対して——これも長期見通しは五十年、六十年、七十年というふうに分けてあるから、これについてもひとつ現状は、ここ最近の状況は一体どういうふうになっているか、この状況を明らかにしていただきたい。

○政府委員(松本守雄君) 造林につきましては国有林、民有林とも、まず造林計画の前に伐採計画が

あるわけでございます。伐採に伴うそのあとを造林するといふたてまえになっておりますので、伐採をされたあとには必ず造林がついていくという考えから造林計画を立てておまして、いま民有林について申し上げると、やはりいま申し上げましたように計画が年次別になっておりませんので、これをそのまま実績と比較するのも問題であらうかと思いますが、一応その計画というものをそれぞれ全国森林計画に基づく造林長期計画といふものがござりますが、それに對比して実績を見ますと、再造林のほうが五九〇万である。これは四十年から四十四年の五カ年の実績でございます。拡大造林のほうも九〇〇万、両方合計いたしまして八二〇万、計画と実績の対比が、一応比べますと、そういうことになります。国有林のほうは経営基本計画なり地域経営計画によりまして計画を立てておるものをまた年度別に業務計画を立ててやっておるわけでございます。これは伐採をしたあと、要造林——造林をする必要があるというものは、これはすべて造林をいたしておまして、計画と実績が追いついておるといふことが言えるかと思ひます。

○北村暢君 いまの長官のお話ですと、伐採あとには必ず造林をしていくんだ、これはそういう考え方なんですけれども、ところがいま再造林の場合が非常に落ち込んでおるでしよう、拡大造林のほうも九〇〇万と言いましたね。ところが再造林のほうも四〇〇万、何と五〇〇万である。だから、これは一体どういふことなんです。人工造林であつたものを伐採したあとに造林をやるというのとは、これは当然だろと思うのですがね。

○政府委員(松本守雄君) 再造林が確かに造林の実績としては毎年相当な減り方をしております。それはやはり造林地の伐採そのものが少なくなつておるといふことに原因をしております。造林地の伐採をしたあとに造林をされないという事態は現在までのところほとんどないという事態、問題を聞いておらないのが実情でございます。

○北村暢君 そうすると、計画的な伐採が行なわ

れていない、予定してある再造林というものが計画量に対して伐採が行なわれていない、いわゆる資源が温存されておる、こういう結果になっておるんですか。

○政府委員(松本守雄君) これは造林地の民有林につきまして人工林の伐採面積を、これは統計調査部の資料でございますが、見ますと、四十年に六万三千ヘクタール、人工造林伐採がございまして、四十四年には四万ヘクタールになっておる。同じように今度は造林のほうを見ますと、四十年には五万六千ありましたのが四十四年には三万六千というふうな落ち込んでおります。伐採の落ち込みとおおむね比例をいたしまして人工造林の減少、停滞、そういう傾向になっておる。人工林が伐採をされないのが温存ではないかということでございますが、これは言いかえれば切り惜しみということがあるわけでありますが、確かに民有地の所有者の一部にはそういう傾向がなきにしもあらず、そのように考えますが、先ほど申し上げましたように、その最大の理由は資源的な内容が戦争中、戦後の伐採によって、人工林の伐採に達したものが少なくなつた。四十一年の資料によりますと、四十一年生以上の人工林は民有林の人工林のうち七割くらいはなかつたかと思ひます。そのように伐採に達しておる人工林そのものが少なくなつてきたというのが最大の原因であらうかと思ひます。

○北村暢君 そうしますと、再造林が五〇〇万程度であるといふことはこの計画量そのものが、いま資源の温存といふこともありまして、五〇〇万といふのはいかにもこれ落ち込んでおるとか何とか言つてみたところで切り惜しみも何もあるというが、計画量の五〇〇万というのはこれはちよつと説明がつかないのじゃないですか。やはり計画が無理であつたのか、それともこんな状態に伐採されるべきものがされなかつたのかというこの原因究明はなされておるのかどうなのか。

○政府委員(松本守雄君) 確かに計画に対して実績が対比いたしますと半分前後になつております

が、その計画が適正であつたのかどうかということとで、率直に申し上げまして、私はその計画に當時策定をしたものとその後変わりました幾つかの社会的、自然的な要因が変化をいたしてまいっております。そこでその原因をさらに分析する必要があるというふうなことを感じまして、実は四十五年度予算をちよつといたしまして、民有林の生産力の調査をやりました。各府県千四百スポット、全国で数万スポットの調査をやりました。いまその集計中でございます。そういう集計が出来ますと、人工林、天然林別にいたしまして、伐採可能量といふものがある、その潜在的な生産力といふもの、そういうものが幾つか出てまいりますので、そういう調査の結果がいま集計中でございますが、その結果を待ちましてこういふ問題の分析をやりましたその対策につとめてまいりたい、このように考える次第でございます。

○北村暢君 次に拡大造林ですが、これも九〇〇万くらいの状況です。それで總体的に見まして、三十六年を境として年々造林面積は減少傾向をたどつております。これは長期計画からいへば、再造林、拡大造林を含めて、造林面積は年々歳々ふえていくというの状況でないかと思うのです。ところが三十六年ごろを境として年々歳々造林面積は減つてきておる。これは減つていふんです。長期計画との比較においてどうなんですか。

○政府委員(松本守雄君) 日本の造林が本格的に始まり、復興いたしましたのが、戦後は十年ぐらゐ過ぎた昭和三十年代に入りましてから本格的に造林が進められるようになった。それまでは戦争中、戦後の伐採をしたあとに造林をしておらない、造林未済地と申しますか、また原野その他放置をされておりました土地がたくさんございました。そういうものをまず解消しなければいけないというところで、三十年代から造林政策に相当な力が入つてまいっております。そういうことで三十年代から三十六年ごろは造林のピークでござい

造林するところが行なわれ、ようやくそれが解消されましたが三十年代は中ごろではなかったかと思ひます。したがって、その中ごろが造林のピークになっておりまして、その後は伐採のあとに造林、伐採と造林が循環をいたすまあ経常の形になってきておるわけでございます。したがって、その後造林量は全国的に減つておりますが、減つておることが決して国土を荒らすんだ、はげ山をふやしておるんだということにはならないかと思ひます。まあそういうことで御了解をいただきたいと思います。

○北村暢君　いかにも造林がうまくいっているような御答弁ですけれども、そういうことは、たとえ国有林等においても伐採量というものは生長量の約倍くらい切つておるわけでしよう。それは将来天然林から人工林に切りかえて生長量が飛躍的に上がるであろうという想定のもとに資源の先食いをしているわけでしよう。そういうことが事実行なわれているわけです。したがって、切つたあとは植えておられます、拡大造林もやっております、山は荒れておられません、こうおっしゃるんですけれども、しかし、そういう状態の中で長期計画に基づく飛躍的な生長量を拡大するという目標を立てておるわけです。ただ山が荒れていないという程度の造林では、これは計画目標を達成することはできないわけです。これは造林も林道も計画目標を達成することにおいて需給のバランスというものをとっているわけでしよう。長期の見通しを立てているわけだ。したがって、国有林の場合は人工造林の面積もや計画量に達するようになっている。民有林においては目標達成は、やや困難である、困難であるということを言っているんです。したがって、最近における造林の停滞というのは、決して山は荒らさない程度の停滞で、それが停滞してずっと少なくなつてきているということではないんでしょう。そういう意味における拡大造林ということでもってあなた方は計画を立てておるわけですね。拡大造林で天然林を人工林に切りかえていく積極的な施策をとっているわけ

です。ですから、それは計画目標に対しておくれであることはもう否定できないというわけですね。否定できないわけですよ。したがって、これは計画量にいておるというようになことにはなつておらぬ。そういう意味において、再造林についても計画量の半分である、拡大造林についても九〇％である、総体的には八〇％何である、そういう状態でしょう。そういう状態であれば、特に造林というものは将来の蓄積なり生長量というものにきわめてもう直接的に影響のある問題ですね。そうすればこれはもう当然需給と生産という問題について、これはあんた計画どおりにいかなければ計画量を落とさなければならぬ問題が起ってくるんで、これは、林道も問題ですけれども、造林の場合はこれはもう直接的な問題ですわ、資源についてもね。

だから林野庁長官のうちに非常のんびりしたことを言っていたんでは、この長期需給の見通し、しかも需要量というものが五十年で先ほど言つたように二〇％から三〇％狂ひを生じて必要量というものはどんどん計画量より上回っているわけでしょう。生産面は全部計画量より下回っているわけでしょう。これで一体日本の林業というものが成り立つんですか、一体計画というものは、そういうのんびりした答弁をされて、はあさうでございませうか。という日本の林業の危機といふものについて、深刻な理解というものが、長官みずからがそういうのんびりした考え方では私はこれはたいへんなことだと思ひますがね。これはまあ長官に言つてもしょうがないんです。これは農林大臣の問題ですからね。今後の林政における重大問題です、これは。あなた方需給の見通しといふ生産のあらゆる要素といふものを含めて、需要量に対してどうやって自給率を高めていくかという、足りないものは外材に依存するといふような形ではないのか、どうなのかという根本的な問題なんです。現実に四十五年度の外材の輸入は五五％で、きのうの答弁によると、こん

なものはいまだ長期計画のときに全然想定されていない問題でしょう。そういう問題がいま出てきておるわけですね。ですから、あなたは現状の造林の状態が非常に満足すべき状態にあると理解されておるんですか、その認識をひとつまずお伺いしておきます。

○政府委員(松本守雄君)　まあ一応いまでも御説明申し上げましたのは、伐採のあと造林をすべきところの造林が行なわれておるかという視点に立ちまして御答弁申し上げたのでございませうが、現在までのところ、そうした伐採したあと造林すべきところはおおむね造林がされておるといふことを申し上げたのでございませうが、いざにしましても過疎現象、奥地山村におきまますところの各種の社会的な情勢がかわつておりますので、造林といふことにつきましては今後林野庁としまして最も最大の関心を持って、今後各地で造林がやりにくくなつた、非常に苦しくなつたという声も聞かれますので、これの問題の取り組みをいま全庁あげてやっておりますが、いま申し上げましたように、将来の需給見通し、昭和五十年の需給と国内生産といふふうなものを考えますときに、決つていまの施策が十分とは思つておりません。まだまだ、造林しなくても林道にいたしましては補充をしなればいけない、そのように考へております。ただ、再造林といふものは、これは単純再生産と申しますか、造林の繰り返してございまして、問題は、国内生産、総生産をふやすという視点に立ちますと、どうしても拡大造林というものが、幸いに四十四年度、四十五年度も、前年に対比いたしまして増加の傾向をたどつております。それまではずっと減少をしてまいつておりますが、四十四年、五年と、まあ一時的な現象か、今後将来的な現象かはさらに分析を要するにしましても、拡大造林といふものが増加の傾向をここ一、二年持ったということがございませうが、決してこれは将来安心だということではない、このように認識をいたしまして、今後さらに慎重に前向

きて検討をさせていただきたいと思ひます。

○北村暢君　需要量が非常な勢いで伸びておるのに造林が伴つていない。一応計画を改定すれば、飛躍的な、造林量を改定しないといふと、少なくとも自給率を高めていくという方向には進まない、私はそう思うのです。ところが、ここ一、二年、拡大造林は伸びたところおっしゃられるけれども、私が民有林について林野庁の実績をこうずっと見ますと、大体八五％程度です。四十三年から九三％になっていまして、四十四年、五年はどうなつておるかわかりませんが、いまの長官の話だといふと、対前年比ふえておるといふことでありますけれども、もうすでにあれです、長期見通し、全国森林計画ですか、において、三十八年以降、いま私がここに持つておる資料でも、あなた毎年三万ヘクタールなり四万ヘクタールなり計画量より下回つておるのですよ。最近二、三年間よくなつたといふような話のようですけれどもね。この計画量に対して、あなた、実績がずっと、一回だつて一〇〇％以上になつてなつたことはいない。全部下回つておる。ですから、これは私はたいへんな問題だと思ひますし、再造林に至つては、これはもう下降の一途をたどつておるんです。三十八年は計画量に対して比率が八〇％だったものが、四十三年度五〇％、年々歳々下回つておるんです。これは、そういう点からいって、いかに答弁されようと、そういう答弁技術がよかつたか悪かつたか日本の造林、山がよくなるのかどうかの問題じゃないんです、これは。結局、自給率を高めていくという点においては非常に不利なことは間違いないわけですよ。長期見通しに対して大きな誤差が出てくることはもう間違いないわけですよ。

そういう点で私は指摘をしているのであります。これは国有林は、林政審議会の検討の資料の中に、私見をしても、これは計画量達成は民有林の場合は困難だとはっきり書いてあるのです。これは困難だ。だから、困難であるから、林道においても、造林においても、この計画量達

成が困難だということになれば、これはもう重大な、木材の需給の見通しについて狂いがくるわけですから、そういう点で、毎年計画期間中これを繰り返して、終了したということになれば、これはそういうふうになる可能性が非常に強いから私は言っているわけなんです。したがって、抜本的な、林業の積極的な施策なり何なりというものが講ぜられなければならない。まあ最初に御答弁ありましたように、計画自体を再検討するというのが、計画はもう農林省の計画なり何なり、これは林野庁ばかりでないです。農林省の計画は計画であって、実績とはなかなか、非常に大きな食い違いが出てくる。これはもう林野庁ばかりでないです。が、しかし、今後の計画を改定する、計画を改定するだけでは済まない問題なんです。とにかく、国内生産よりも外材が多くなって、外材が国内の木材価格を支配する段階になって、これ、たいへんなことなんです。ここ二、三年の状況でしよう、それは。四、五年前までは、これは予想もできなかったことです。そういう事態にきているわけですからね。私はそういう意味における——これは、いま私が申しているのは、この計画量に対して実績がどうであるかという点だけの論議でいま話しているのですがね。その原因については、もっと深刻にやはり検討をする必要があるのではないかと思います。

そこで原因でありますが、先ほども二、三の例をあげているようにすけれども、また、民有林の実態調査もやられているようにありますけれども、こういう、日本の林業自体が、長期見通しとは非常に大きな狂い——生産が停滞するような状態で狂いが出てきている。そうして外材に仰がなければならぬという状態。そこで、昭和五十年度を目標とした見通しの結果についても、需要量一億二千万から二億二千八百万を見通しておりますね。それに対して、林業施設が現状のまま推移するとすれば、国内の供給量はチップを除き五千三百九十万立方、外材は約六千六百九十万ないし七千四百五十万という見通しを立てておりますね。

で、五千三百万の国内生産に対して七千四百五十万の外材輸入となると、これ外材のほうの比率はどうか、それ以上の比率になるのじゃないか。そうすれば、これは現在では木材は石油に次いで第二番目の輸入額ですわね。これ、石油を追い越すような木材の輸入になりますよ。そういう膨大な木材を輸入しなければならぬ段階がくる。それが昭和五十年、あと五年後です、これ。そういう点について、いまこの長期見通しの再検討をやる、こういうことなのですが、すでに林政審議会から建議をされ、その建議に基づいて林野庁は何とか計画の練り直しなり、積極的な林業政策を打ち出さなけりやならない段階に私はきていると思うんですよ。そういう林業自体の危機感強め、というものについて、認識があまりないんじゃないかというように感じがしているんですね。私はそういうふうな感じがするのです。

それと一体、需要量は一億二千万から二千八百万、需要量はだんだん拡大するわけです。それから、そうかといって、国内生産はそうは伸びない、あとは輸入だ。これで一体いいのかどうなのか。したがって外材は、それじゃ足りないものを、かりに七千四百五十万を外材に仰ぐとして、昭和五十年まで、七千五百万の外材を輸入すること、将来とも飛躍的に外材が多くなって、相手先の状況というものが一体どうなんだろう。資源的に、貿易手続的に、足りないから足りないものは外材に仰げばいいんじゃないかという投げやりの計画でいいのだろうか。で、外材についての南洋材——ラワン材、さらに米材、ソ連材、これがまあ三つの外材のあれですが、その外材の輸入可能量というものはどういうように検討されているか。必ずしも私は輸入相手国の木材の生産状況というものが、そんなに日本の需要に対して対応できるような安易な状況にあるとは考えられない。この外材の輸入先の、相手国の状況をどうふうに把握されているか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(松本守雄君) 外材の相手国の状況
まず簡潔に申し上げますと一口に言いまして、ここ當
面は輸出国の最近の丸太輸出制限などはございま
すが、相手国の經濟情勢に急激な大きな変化がな
い限り、当面は安定的な輸入は可能であらうとい
うことが一口に申せられます。なお、アメリカ、
カナダ、これは輸出制限、丸太の輸出制限の動き
も確かでございます。實際にもその制限も実施を
されておりますが、今後、大幅な増加は見込めな
いにいたしても、いままでくらの量は当面
期待していいんじゃないかということが言えま
す。それからシベリアでございますが、ソ連は非
常に森林資源の豊富なところでございますが、資
源的には十分なものがございますが、いづれにし
ましても未開發の森林でございまして、これも太
幅な増加はなかなか期待できないのではないかと
いうことが考えられます。

それから南方諸地域、これにつきましては、いままでの一番の最大の輸出国でありましたフィリピン、これは資源的にまた国内の木材工業がだんだん伸びてまいっておりますので、フィリピンは逐次減少するであろう、その減少も相当な幅で減少するといことが言われておりますが、サバ、サラワク、これも将来大を期待できないであろう。大きく期待できますのは、インドネシアのカリマンタンその他の地区でございますが、これはまだ未開発の膨大な資源がそこに残されておる。問題は、その開発の資本と技術でございます。後進国でありまして、速急な開発は期待できませんが、それを開発輸入と、外国の資本と技術を導入いたしましたして、開発が逐次順調に軌道に乗りつつあるという状態で、将来はインドネシアから相当大きなものが期待できるんじゃないかということとでございますして、以上申し上げましたように、相手国の情勢を申し上げましたが、最後に、特に南洋地方におきまして、森林資源も十分に把握されております。また、そっち方面の技術者も、十分訓練をされた者が現在おらない情勢を踏まえまして、予算的に、森林調査、空から空中写真によ

る森林調査と、それから技術者の養成訓練というものをいまだ予算化いたしてあります。

○北村暢君　いまの長官の御答弁では、現状程度の大ざっぱに言って現状程度の輸入には支障がないというようなことですがね。

〔委員長退席、理事亀井善彰君着席〕

南洋材を見ましても、五〇％はフィリピンから輸入してゐるわけですけれども、フィリピン自体が輸出制限を始め、みづから加工する、国内加工するという方向に転換していることはもう間違いないのです。さらにインドネシア、マレーシアという方向についての話がありました。現在は台湾、韓国というのが日本の競争相手である。いままでの日本の合板材がアメリカに相当輸出されておりましたけれども、これはもう現在非常に停滞をして――停滞というよりも急速な減少傾向、これにかわつて韓国の合板がアメリカに輸出されておる。韓国は安い労働力でもって日本の合板と競争して、はるかに安い値段でアメリカに輸出できる要素を持つてゐる。日本の合板は立ち打ちできないわけですね。そのために、輸出面における合板というのは大幅に減つてゐるでしょう。いま台湾がそれをやつてゐるわけです。台湾も韓国も南洋材でしのぎを削つていまインドネシアなりマレーシアに行つてゐる。そういう中で、日本が安易にマレーシア、インドネシアに、いままでの外材だけではないかといふことで、いまおっしゃるように開発輸入にならざるを得ないわけでしょう。しかも人の国のところを空中から写真をとつて調査して、そして技術を持つてきてといふのは、これはどちらかといふと、開発輸入というやり方そのものについてこれは相当慎重にやらないといふと、また日本は経済侵略をするであらうといふふうに受け取られるといふ問題を含んでゐるんです。ですからこれは南洋材等においても私はそんなに簡単なものじゃないと思ふんです。

さらに米材については国内で規制しておるかという点、明らかにこれは連邦の法律をもって成立させて昭和四十三年に輸出制限の法律が制定され

ておりますが、アメリカの連邦において法律を制定して四十四年の一月から実施しているというところでしょう。そういう点からいって、法律で輸出制限をするものをきめて実施しているのはこの一年のことなんです。ですから、米材においても今後飛躍的に輸入の増加は期待できないのではないのか。この計画からいけば外材は四千五百万立方から五千万立方のやつが七千万立方輸入しなければならぬということになる。これは増加は建築用材その他が多いわけで、米材に期待しなければならぬという問題ですからこれはたいへんなことだと思ふんです。ソ連材はソ連材で、資源は豊富であるけれども、どんどん奥地化していつて、なかなかこれは沿海州の海岸まで出すのにたいへんな困難を来したつある。北洋材だってそう簡単に、あることはあるけれども利用ができないという状態にいまあるんじゃないですか。

入ってくるという見方ですね、これは私はやはりそういう不安定な外材に安易な期待を持つての需給計画というものは非常に危険であるというふう

に思ふのですがね、この見解はあなたはどう思つておられますか。

○政府委員(松本守雄君) いま先生の御質問、まさに私もそのように考えます。外材は国内の木材需要に対して不足している供給を補うために外材を入れておるといふことで、林政の基本はやはり国産材優先といひますか、国産材によってできる限りの供給をまかなうといふのが第一義的には必要であらうと思ひます。その上にどうしても足りないものを外材に仰ぐ。ちょうどいま、戦前の日本国内で造林をされました大正、昭和の時代から見ますと、現在、昭和五十五年——六十年ぐら

いまでは日本林業の端境期といふことが言われるのではないかと思います。その端境期をどうやって乗り切るかといふことが一つの当面対策になるわけでありまして、その当面対策の一つとして外材を考へざるを得ない。その外材は、先ほど申し上げましたように、当面と言ひましたのは、しいて

申上げますと、五年かそこらぐらゐの期間はまあいまままでの程度のものは何とか輸入されることを期待してよろしい。それから先のことは必ずしもわからない。外材といへども資源的な制約がござい

ます。またコストの面でもいろいろと問題がございまして、その木材の長期見通し、需要と国内供給差し引き外材という単純なやり方はたして今後できるかどうか、非常に疑問でございま

すが、いま検討にとりかかろうとしておる長期見通しの改定、これにいたしまして、国産材と外材、また総需要量といふものをにらみ合わせまし

てまあ同々調整をしていかなければいけない、ただ足りないものはすべて外材だといふ単純な考え

方ではいかないではないかといふことで、いま目下慎重に検討を進めておる状況でございまして、

○北村暢君 時間ですから、このところだけで終わりますがね、午前中は終わりますが、昭和四十四年の外材輸入量は白書によると四十八

百七十五万立方メートルですわね。ところがあな

た、五十年目標のやつは七千四百立方方なければ——これは最大の場合ですが、六千六百九十万

から七千四百五十万と、現状の状態ではいけば、こ

れは長期見通しに合わせるように林道の開発から

何からこれから急ピッチでやればの場合はです

ね、その場合は五千五百五十万立方から六千三百

十立方、こういう見通しでしょう。いまの長官

のおっしゃる五年ぐらゐの見通しというのは、い

まから五年といへばちやうど昭和五十年だ。それ

で現状程度ぐらゐしかいふことになったら、五百立方

ぐらゐしか期待できないことになつて、この

五十年の見通しですら需給のバランスが合わなく

なつて、すから、まあ皆さんの長期需給の見通し

どころか減少しつつある。この原因等についてど

のように分析されているかお伺ひしたいと思ひま

す。

○理事(岡田清充君退席、委員長着席)

さらに昭和四十四年度であります、ここ数年の

間に、減少傾向にある木材生産をどの程度まで生

産を高め得るか私が非常に問題だろふと思ふの

であります。その高めるための施策、そしてここ

数年といへば昭和五十年目標ですが、昭和五十年

度までどの程度まで高める見通しをお持ちにな

るのかどうか、これは検討されておるかどう

か、見込みをひとつ知らしてもらいたい。

○政府委員(松本守雄君) 昭和五十年までに国

午後一時二十五分開会

○理事(岡田清充君委員長席に着く)

○理事(岡田清充君) ただいまから農林水産委員

会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国有林野の活用に関する法

律案について質疑を行ないます。

午後一時三十分休憩

○北村暢君 見通しを改めたいといふのですけれ

ども、現実には生産供給量が減少傾向にあるわ

けです、ここ数年、長期計画によればこれは五

十年で七千万立方の生産を見込んでおるのです

ね。ところが四千六百八十二万でもって四十四

ていま民有林の林力を調査してその検討をしてい
ますという段階ではないんじゃないか、これは。
ですから、私はこれは長期計画から言えば七千
万立方です、五十年までとあと五年間の間にこ
こへ持っていくなどということはもちろんできな
い。四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度

す。したがって、これにどのように対処すべきで
あるかということにつきましては、私もも部内
においてそれぞれの資料を検討し、そして林政
審議会その他学識経験者にお話をいたしました
で、それらの点について十分の検討をしていた
いて、腰をすえて対処しなければならぬ、この
ように考えておるわけでありす。

○北村暢君 いま国内生産のことだけ言いました
が、国内の需要は先ほど言ったように昭和五十
年目標で長期計画では一億立方です。ところが需
要は二〇〇から三〇〇、二七、八〇ふえるだろう
という見込みなんです。生産は逆に一〇〇、こ
れはダウンするでしょう。この開きはたいへん
ものになってくるでしょう。それを安易に外材で
カバーしよう、こういうことになってくるでしょ
う。それで非常な危機の状態です。需要量は一億
立方目標のやつが一億二千万ないし一億二千八
百万にふえるわけなんです。供給量は七千万国内生
産をしようという計画になっているのが、もう四
十四年で六千万立方、一千万立方ダウンした。そ
れすらもいまだできるかできないか。いま減少傾向
にあるのですから四千六百八十二万立方で、これ
が四十四年。四十五年もおそらくこれは横ばいか
減少傾向でしょう。ふえるという見込みがない
じゃないですか。七千万立方を予定しているのが
四千五、六百万のところまで停滞をして、そして
需給のアンバランスというものは非常に大きな勢
いで開いていっている。これを危機という認識で
すね。認識だけでは私は済まぬと思うのですよ、
全くどうしようもない段階にきているのですよ。

な計画なんかつくられたって意味ないのです、こ
れは。これから計画つくるといふのでしよう。見
通しをしようというのでしよう。そんな段階じゃ
ないのですよ、これは。見通しを立てただけで済
む問題じゃない。何とかしてこれは解決策を具体
的に講じなければならぬ。需要量ももうものす
ごく伸びるやつを押える何か統制もしなければ
ならない、そんな段階にきているでしょう、と思
うのです。私は。ここ数年これはいへんな事
態だと思ひますよ。それからいって予算の伸びそ
の他から見て、いままでも林道関係にしても計画ど
おり、造林も計画の六〇〇くらいしかいかな
い、造林も計画を下回っている。需要はどの
どん伸びる、計画をはるかに上回る。こういうふ
うな事態で現状は何かと切り抜けたとし
ても、将来のことを思えば、これは林業ですか
ら、いま講じた施策が直ちに来年効果をあらわす
という問題じゃない。三十年後、四十年後でなけ
れば、ことし講ずる施策が生きてこない、そうい
う問題でしよう。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話の将来の見通
しにつきましては、お話のとおり林政審議会等で二
回、いまお話の承りましてもなかなかこれはわ
れわれが実行していくのにたいへん困難な状態
であることとあります。そこで、そのことを含め
て私どもにとりましては、現在の林政というもの
が非常にむずかしい段階に差し迫っておりとい
うことは十分行政当局も認識しているわけでありま

だから、今日の危機は、私から言われば、も
う相当長期にわたってこの危機が続くんじやない
かというふうに思われる。それを克服するとい
うのはあの長期の見通しを見ただけでも、六十
年以降生産が上がってくることになっているけれ
ども、それは計画どおりだった場合の話であつて
ね。造林も、林道もはるかに計画より下回って
いる場合に、あの計画見通しどおり六十年になっ
て生産が上がってくるのかどうかという点につ
いて非常に疑問を持たざるを得ない。そういうこ
となんです。ですから、そういうふうな努力い
たしますとか何とかじゃなくて、私はこれは
もう緊急の課題としてこの事態というものを何
かの手段を講じてやらなきゃならぬ段階にきて
いると思ふんです。したがって、私はこの四十
年度の前年度比四・四割減の四千六百八十二万立
方というものは今後五年くらいにどうやって上向
いていくのか、そういう自信のある施策という
のはあなた方お持ちなんです、どうなんです

ていま民有林の林力を調査してその検討をしてい
ますという段階ではないんじゃないか、これは。
ですから、私はこれは長期計画から言えば七千
万立方です、五十年までとあと五年間の間にこ
こへ持っていくなどということはもちろんできな
い。四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度
で四十一年度に見通した計画で、四十一年度

そこで大臣に私はこの危機の事態というものを
認識されると同時に、そういう数字の開きにな
ってあらわれてきている現状において、それじゃ一
体この林力を増強する、生産力を増強するための
積極的な施策というものはあるのかないのか。い
まからこの計画自体を生産力、民有林の生産力を
調査をして、計画自体をその現状に合わせるよう

ということを聞いています。これから見通
しをするんですなというのを聞いてみたこと
で、これは意味ない。それほど怠慢であつた
いうことになるので、これは。どうですか。
○国務大臣(倉石忠雄君) これいままでもしばし
ば当委員会でも機会あるごとにお話し合いのあり
ましたのは、いまのわが国の林業の危機について
であります。これはまあ国林、民有林合せて
林政全体の問題だと思ひますが、要するに、需
要が非常に急激に伸びてきていることはもちろん
ありますが、わが国の特殊な事情である時期に非
常に乱伐が行なわれ、そしてその補充的植林
がとすればおくれがちであつたと、そういうこ
とが今日まで尾を引いてきているものが非常に多
いとわれわれも思っているわけでありす。した
がって、そういう点についての林政当局としては
国有林はもちろんのこと民有林とでもできるだけ
の助成をいたし、たとえば拡大造林あるいはまた
林道、そういう施設に全力をあげることによつて
できるだけの生産をあげるようにいたさなければ
なりません。そのために審議会等をわざわざして
いま御審議を願つておるわけでありすが、その
審議会の御答申を得て、それに至る過程におい
てもすでに御指摘のように、非常に計画にも困難性
が加わってきておるといふことで、したがって、
私もこれはこれからはひとつできるだけ合理的に経
営を行ない、同時にまた生産の伸びるためには一
体どういふことが必要であるか、これは労働力確
保も必要でありましようし、それから経営の技本
的な再検討も必要でありましよう。さつき長官が
お答えいたしました簡単なことばの中にもそうい
うことを含めてお答えいたしておると思ひます
が、現状に対してわれわれは十分認識を
持っておりますので、学識経験者等の意見も徴し
ながらそういうことに全力をあげて対処してい
る体制をすみやかに整えてやっていかなければな
らない、このように部内では話し合つておるわけ
であります。

○北村暢君 この危機の状態というのはここ二、

三年の問題なんです。急速に外材がこうふえてきたと、ふえざるを得ない状態になってきたのですね。ふえざるを得ない。ここ二、三年の問題です。いま戦後の何とかという御説明ありましたけれども、この乱伐なら乱伐に対して対応するような対策は、戦後造林臨時措置法でそうした措置も講じましたし、やってきました。それで、この計画ができたのは四十一年です。長期の見通しを立てたのは四十一年です。四十一年に立てて四十二年からもうすでに狂っちゃった。四十四年にいま林政審議会で建議をして、これもまた四十五年にいま狂おうとしているわけです。見通しすらです。そんな目まぐるしい危機状態にあるということなんです。

それで、林業行政上における従来の予算措置その他をずっと見ましてもね、画期的な予算の措置が行なわれたわけでもなければ何でもない。自然増を含めて大体国の予算の伸び率程度の予算の伸びしかしてない。それで一歩でも予算が伸びたらもう鬼の首でも取ったように役人はいばって、そんな状態でしょう。ところが、需要の状態はそんな状態で、対処できる状態ではないのです。だから私は午前中二時間かけて長官に——いや造林は大したことない、うまくいっているような話をしますしね、林道のほうはいまおくれれておるけれども、もう少しすれば追いつくように一生懸命やるのだという程度のそういう認識では、今日の林業の危機というものは私は打開できないと思います。この数字からいってそうでしょう。自給率最低七〇％といったのが自給率四十何％に下がっちゃっているのですから、外材のほうが多くなっているのです。しかもこれは五十年に至るといって、さらに、もう四、五年の間に外材のほうに七〇％くらいいくなっちゃってしまっていて、日本の国内生産が三〇％か四〇％になろうとしている、そんな事態なんです。ですから認識の程度で、いま学識経験者の意見も聞いてだの何だのという段階じゃないのです、これは。

あなた方いま米が余った三千万でも何でも出

して生産調整してやらなければ緊急措置を講ずるでしょう。林業のほうはいへんな危機になっているのに予算の伸びは一向平年度どおりでしょう。どれだけ目新しい画期的な予算ができたのですか。そんなものはないのです。そういう状態でしょう。そういう認識でいいのですかということ。聞いています。これはたいへんな事態ですから、ひとつ認識を直してもらわなければならぬ。しかもいま私がお伺いをして、生産を上げるとい、これは一年や二年で来年から直ちに生産を上げるといふことはできないでしょう、林業です。農業の一年の作物と違うのですから、そういうことはできないというところは百も承知でありま

すけれども、現状のままでいけばもう十年後、二十年後、四十年後が非常にたいへんな状態になるんじゃないですか、ということ。私は心配しているのです。ですから、そういうことを私はよくよく言っているわけです。これでおそらく需要量はまだ伸びていく。生産もそれに従って伸びるでしょうけれども、この長期計画を見ましても、相当な、生産量においても倍くらいいかなければならないことになっていくでしょう。

大体あなた、長期見通しでは五十年が七千万立方、九十年には一億三千二百万立方です。一億四千万と倍にならなければならぬ。ところが現在には停滞したままでしょう。のぼっていくような傾向はいま出ていない。これは六十年、七十年には上向きにはもちろんなるでしょう。ならなかったらたいへんなことでしょう。なるでしょうけれども、いまの計画どおりだった場合における計算でこうなるのですから、先ほど言ったように、林道は六〇％、造林は八〇％ちょっとでしょう。そういう計画に対してそれしか行っていない。需要量は二二〇％、一三〇％伸びる。このギャップはたいへんなものです。そういう点でひとつ大臣のこの問題に対しては、私は危機感に対しての決意というものをここではっきり示してもらいたいと思うのです。これは学者の意見を聞いてだとか、見通しを検討し直すつもりですとか逃げられない

問題なんです、これは。見通しを変えてみたところでこれは急速に生産がふえるわけじゃないんですからね。

そういう点でこの今日の林業の立ちおくれというものの原因の究明なり、いかにして生産を上げていくかということの具体的な施策というものが私はここに明示されなければならぬと思うのです。これだけあんな計画と実績と狂いが出てきてどうにもならない段階にきている。それでもなおかつ何らの施策もないというのだったらこれはどうにも方法ないと思う。しかもこの条件は非常に悪い。昭和六十年までは先ほど言ったように、大臣のおっしゃる通りに戦時中、戦後の乱伐のプランクがあるわけです。それがちょうど五十年から六十年にぶつかる。生産を上げようたつて上げられないという段階ですからね。しからばこれはどうするかということ。こういう点について大臣は危機感というものを認識していますというなら、討されるのか、はつきりしていただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) これは先ほど申し上げましたように、しばしば林政についてこそいろいろお話があり、当局も十分そういうことは認識をいたしておるものであります。とにかく御指摘のように用材の率から申しますと外材のほうにだんだん多くなつてきておる。これはわが国の経済成長に伴う建設関係等の状況もあるでありましようが、私もそれといたしましては、やはりこれをおくれを取り戻すためには全力をあげてやらなければなりません。それは先ほど来事務局もお答えをいたしておると思いますし、私も例年予算編成にあたりましてはやはり必要な手段についてはできる限り予算措置を講じてまいりました。わけでありましたが、それでもなおかつ先ほどお話の中にありましたように、林道等の一ヘクタール内のあれについてはまだはるかに諸外国の森林国から比べて劣っております。それらのことについて十分私どもも政府も認識をいたしておりますので、そういう点については事務局をもちろん鞭撻

し、また政府は予算的にもできるだけ努力をいたしまして、このおくれを取り戻すために全力をあげなければならぬ、そういうことの計画を立てて計画的に進めてまいりたい、こういう考え方を

持っているわけでありま。○北村暢君 大臣が見えませんが——大臣の答弁もこれはさっぱり精彩がなくて感心しないのですが、それくらい長官、今日林業の問題は私は危機に瀕している措置その他において私はこの危機をただ傍観してきたというふうにか受け取れない。それでそのために今後の画期的な施策を要望したいのでありますけれども、ここら辺でこの問題は一応置くことにいたします。

次にお伺いしたいのは、新全総できのう杉原君から質問がありましたように、昭和四十年から昭和六十年を目標にいたしまして、森林の面積は二千五百七十七万ヘクタールから二千四百五十万ヘクタール減少を見込んでおる、農用地のほうへ転換をするという見込みになっているわけですね。それでこの計画は企画庁の案でありますけれども、これは政府の案として公表されているものであります。ところが、ここにも、自然の保護及び森林保護のために現況程度の森林が確保されるという文を文章上は言っておるものであります。面積的には百万ないし五十万ヘクタール減ることになっております。ところがいままで論議いたしました長期の見通し、それから四十四年のこの林政審議会の建議の基礎は、森林面積は現状維持ということになっておりますね、現状維持。したがって、私がお伺いしたいのは、農林省、林野庁の計画は、森林面積は現状維持ということとで需給の見通しを立てておる。ところがこの企画庁の新全国総合開発計画によるといって、面積は五十万ないし百万ヘクタール減ることになって、しかもこの農用地の拡大につなげておられますから、この農用地に遷するところは森林にとっても経済性の一歩高いところであつたはずである。そういう面積が減って、なおかつこの長期の見通し

なり何なりというものは達成できるのかどうなのか。また、この新全総の面積の減少は国有林、民有林を通じて減る割合はどのように想定されているか。これはおそらく農林省にも企画庁は協議をしてこの計画はできているはずであります。したがって、この面積を減少することについての見込みというものは一体どういう基礎のもとにできているか。これは国有林、民有林の別にとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(松本守雄君) どうもたいへん失礼しました。民有林、国有林の内訳は、この新全総計画ではございません。

○北村暢君 それじゃ、この百万ヘクタール、五十万ヘクタールというのは当てずばうに減らそうというのですか。何ら具体性のない計画なんですか。

○政府委員(松本守雄君) 確かにこれは農林省としても合議は受けておるはずでございます。そこで、森林が五十万から百万ヘクタール減少するということは、国土の土地の高度利用という将来の目標を考えますときに農地とか草地、そういうものが増加するといふ計算になっております。その増加が両方合わせて、農用地合わせて、六百万ヘクタールが六百万五十万ヘクタールから七百万ヘクタールに増加するということが、それから原野が百七万ヘクタールありましたものが六十年には三十万ヘクタール減少する。森林もいま先生おっしゃいましたように五十から百くらい減少するといふ、ある一定の幅をもって見通し計画がなされております。そういう点から重ねて申し上げますが、国土の高度利用という観点からこのように構想が策定されたものと思ひます。

○北村暢君 だから高度利用のためにそういう計画になっている。それはやはり畜産振興というものを考えて、畜産振興なり果樹振興というものを考えて、想定してそれができている。これは一つの政策目標ですから必ずしもこうなるとは、もちろんならぬかもしれせん。ね。ならぬかもしれせん。しかしこれは各省と協議を

し、各省から担当官が参画して、そうしてできているものであって、決して企画庁独自で無関係にやったものではないことは明らかであります。したがって、その問題は、私は森林を農用地に転換をするということについて、なぜ国有林、民有林の別を聞くかという、相対的な問題として今後農業生産というものを拡大していくという点については、これは考えられることなんでありますが、この大部分が国有林になるのか、民有林になるのかということ、これは林業政策上の立案の上からいっても、これは当然考慮に入れたいという林業自体の生産計画が成り立たないということになるのではないのでしょうか。

この新全総で「森林資源の計画的培養」というところで、面積がこれだけ減っても、なおかつ、生産基盤の林道開発あるいは低質、過熟天然林について生長率三倍の人工林に積極的の転換をしていく、人工林は現在八百万ヘクタールくらいで、それより人工林を一千二百万もしくは一千三百万ヘクタールに造成をして、面積が減ってもなおかつ六十年目標に九千万立方の国内需要量を確保できる、こういう森林資源の培養計画ができていくわけですね。これは面積が減っても、これだけ九千万立方を確保できるという、先ほど言ったように四千万、六千万立方で、約倍の国内生産量に持つていくという計画になっている。これは政府の計画なん、林野庁はこれに参画しておるわけですね。これは昭和六十一年の目標で、先ほど言ったのは昭和五十年目標。面積が減ってなおかつ三千万立方ふやせるという見通しに立って推算がなされているわけですね。それが国有林が減るものだから、民有林が減るものだからわけがわからないで、こういう数字が一体出てくるのかどうか。これはそんな大ざっぱなものなんですか。この新全総というのは全く架空の机上の計画であって、実現できるのかできないのか、それはもうあまり重要ではないというふうにお考えになっているのかどうか。ここら辺のところは林野庁と企画庁との調整がど

ういうふうになされているのか。こういう閣議決定をしたものが、四十四年の五月三十日にこれは閣議決定している問題ですからね、無関係に出てくるということはないと思うのです。これはどうなんですか。

○政府委員(松本守雄君) 新全総は経済企画庁で担当いたしました閣議決定をいたしておる計画で、政府全体の計画でございます。当然その限りにおいては農林省としても参画をいたしますが、相談を受けておるということでございますが、この新全総計画そのものが実地から積み上げた計画ではございません。全国的にマクロ的にこれを見通しをいたしまして、農地であれば将来増加するであろう果樹とか酪農、そういうことから土地の開発計画が立てられ、一方宅地にいたしまして、この計画では七十八万ヘクタールあるものが六十年には百二十万から百三十万ヘクタール、大幅にふえる計画が出ております。こういったマクロ的なそれぞれの土地利用の六十年目標をはき出しまして、最後に森林というもののしわ寄せということばが適当かどうかわかりませんが、森林というものの土地利用の上から、また土地生産性の上から、最後にそういう土地利用の調整が森林というものの押し寄せられてくるということはある程度やむを得ないと、このように考えるのでございますが、その土地利用計画というものが適正な将来の日本経済上必要なものであれば、まあこういうことになるといふことでありまして、これはいい悪いはこの場で申し上げるべき筋のものではないと思ひます。

○北村暢君 いい悪いではなくて、国内木材供給量の九千万立方というものは農林省の長期見通しの六十年九千万立方というこれと一致しておるのです。したがって新全総の推計というものは農林省の長期見通しというものを基本に使用してある可能性はある。その場合、林野庁の長期見通しは、面積は現状のまゝいふ計算になっておる。計算がこういふふうになっておる。ところが企画庁のほうでは、先ほど言ったように、五十万から百

万ヘクタール減るということをお前提にしておる。減つてもなおかつこの長期見通しの六十年国内生産九千万立方というのは、これはしりだけ合っているのですよ。ですからどういふ推定でなされたか知りませんが、ややこの農林省の長期見通しというものを踏襲しておるような感じを受けるのですよ。

ですから私が伺ひしておるのは、先ほど言つたように、農林省の見通しは、森林面積は現状維持、企画庁のほうでは五十万から百万減る、しかもそれは農用地に転換するので山からのつべんの木のはえてないところをやるわけはない。やはり森林にもいいところを転換するに相違ないのですね、これは農用地なんですか。

(委員長退席、理事園田清充君着席)
それでなおかつ生産が同じようにあげられるというのですから、そこら辺のところは何か相談があつてなおかついけるという見通しに立っておるのではないかと推定しますから、それで伺ひしておる。それであつたならば、国有林、民有林の区別くらいどのくらいというものが推定されてこの数字が出てきたのではないだろうか、こう考えておりますからね。

○政府委員(松本守雄君) 新全総につきましては、先ほど申し上げましたように、国有林、民有林別には積み上げておりません。それから、林野庁の長期計画、長期見通し、これはこの積算をいたしました資料としては、一応国・民別の資料はございますが、閣議決定その他公表をいたしましたものには内訳が出ておりません。いづれにしても、この新全総、まあ林野庁の長期見通しもマクロ的にこれをつかまえてみたということでありまして、細部につきましては、まあ若干の不備な点もあることを率直に私には申せない点があると思ひます。

○北村暢君 どうも答弁がはつきりしませんかね。政府の計画されるものの中に、農林省の計画と企画庁の計画が食い違つて数字が出てくるということは、これは私はちょっと問題があると思ひ

んです。したがって、そういう食い違いはないんだと私は思うんです。それなりに理由があるんだらうと思うんです。ですから不備とか不備でないとかいう、不備であつたら、不備であるものがあればそれはいいじゃないで、不備でないようにならなければならぬ、協議がなされて、できるできないということではつきりされないう、しかも公表されたものには表の数字だけで、やはり裏にはこれを積み上げた数字の基礎というものがあつたわけですね。偶然にこれが出てくるわけじゃないんだと思うんです。したがって、これはわからないわけじゃない、わかっているわけなんです。それで企画庁の意見と農林省の意見が合わないかもしません。合わないなりに企画庁は数字を載せたという点はあるかもしれないけれども、どうもそういうことがあつたわけじゃない、ではないかと私は思います。

まあこれは論争していてもしょうがないので――私は意見を聞かすという、農用地のための林野の高度利用ということ、今度法律で出ている国有林の活用だけでは私は目的を達しないのではないかと。しかも五十万から百万ヘクタールということになりますと、これは国有林だけで消化するわけにもいかないでしよう。ですから、これは当然民有林も高度利用の見地から、農用地として転換をしなければならぬ、そういうことが基礎になければならぬ、これは林業のほうは生産量がきまっておりますけれども、これは畜産の関係においても新たに百万ヘクタール程度の草地を確保して、飼料基盤を強化することにつとめる必要がある。その場合の乳牛と肉用牛は約一千万頭を飼養する目的で農用地の造成というものが計画、見通されているわけなんです。だからこれは偶然じゃ、でたらめじゃないんです。一千万頭の乳牛と肉用牛を飼養するためには、少なくとも百万ヘクタールの草地を確保しなければならぬ。そういうことで畜産の確保とも密接な関係がある。百万ヘクタールというのは、これは

ちょうどこの林業、森林関係の五十万ないし百万、さらに原野の百万が三十万で七十万ヘクタールぐらい原野が減ることになっていきます。これは主として農用地転換のためでしょう。そういうようなことでやはり計算の基礎というものは企画庁なりにはつきりしている。

ですから、私は先ほど来言っていることは、国有林が減るのか民有林が減るのか。マクロ的に百万ヘクタールというだけでどっちにどうなるのか、そこがわからないで、それじゃ農業政策、畜産関係の政策も林業関係の政策もあまりにも大ざっぱであり過ぎて、こういう見通された政策目標に向かつて各省が協力して新全国総合開発計画というものが達成されるように努力する。その努力目標が示されていると思うんです。そういう意味で企画庁がマクロ的にやったものでしょうという程度で済まされていいものかどうか。これはいわれる重大な問題ですよ。大体、企画庁のこの見通されている政策目標に対して総合開発計画に対して農林省は協力する意思があるのですか、ないのですか。

○説明員(松井重平君) 新全国総合開発計画につきましましては、長官がお答え申し上げましたように、具体的な個々の積み上げというように形で土地利用計画ができておらぬわけでございますが、土地利用のフレームとしての数字が先ほど先生が申された数字であるというふうに私も理解しております。したがって、どの地目からどこに何ヘクタール移動するといふような具体的なものはございせんが、農用地といたしましてはこの四十年と六十年の間に五十万ないし百万ヘクタールといふものがフレームとして確保される必要があるというふうな計画では表明されておると存じております。しかしながら、農林省といたしましては農用地開発事業が単なるフレームとしてではなくて、別な角度から別な調査をいたしておりますので、その点を若干御説明申し上げたいと思ひます。

の農用地造成の可能地の面積を調査してあります。これは個々の土地に当たつた、いわば悉皆的な調査でございますが、この調査の結果によりますと、今後農用地として開発適地と考えられますものが農地面積といたしましては六十五万ヘクタール、それから草地といたしましては九十四万ヘクタールという数字が出ております。この中には国有林が入つておるわけでございますが、その比率を申し上げますと、農地に関するものが一三〇、それから、草地に関するものが二四〇、こういう調査の数字でございます。

○北村暢君 それは、その調査は、いまの農用地として転換可能なものというのですか。できないものというのですか、ちょっと説明を。

○説明員(松井重平君) 転換可能と考えております。

○北村暢君 可能なものが……。そうしますと、約百三、四十万ヘクタールになるのですかね。そういうことですが、それは技術的に所有権その他の移動とかなんといふことは関係なしに、農業技術的に見た転換可能なものというところで、技術的に見て、傾斜度、土質、そういうものを見まして、可能なものがこれだけあるというところで、可能なもの、その他の住民の意思その他を聞いたわけではないわけですね。それはそこまで、住民の意思とか所有権とかまで含めて調査されたのかどうか。

○説明員(松井重平君) 先生のおっしゃいましたように、主として自然条件、それから一部は一部と申しますか、当然それが経済的に作物なり市場として成立する可能性があるかというふうな経済的な条件というものは調べておりますが、所有権につきましまして、それがその所有者が農地に転用する意思があるかとか、あるいは外に出す意思があるかとか、こういうことにつきましては、調査者が、そういうことが非常に容易にできるような情勢にあるとか、あるいはなかなかむずかしいであらうとか、そういうような判断をしておりますが、いわば自然条件あるいは経済条件というふうな見地から見たものでございまして、直ちにこれをもって即座に地目が変わるといふようなものではございません。

○北村暢君 大体事情わかりますがね。ですから、そういう可能なものが、そういう技術的に、自然条件、経済条件で、森林原野が農用地として、構造的に物理的な条件その他でなり得るものがあるといふことですね。それは政策目標として誘導する意味における指針には確かになりますわね。それは後ほどその資料を私にいたしたいと思うのですが、かつて農地白書が昭和三十何年ですか、六年ごろか、初めて農地白書を出したとき、開拓可能な土地が三百万ヘクタールあるといふことが出ておる。ですから、私どもの党でもそれが基礎になつて、民有林、国有林を通じて、これは区別はもうわかりませんが、農用地に転用可能なものは三百万ヘクタールある、こういうことが出ておるのですが、いまの答弁からすると、調査した結果によると、それが百四、五十万ヘクタール程度のものだということが私は答弁でわかりましたが、それも実際に農用地に転換するかしんかこれは所有者の意思というものが相当これは働いておる。それだけであるから直ちにそれがというわけにはもういかないと思ひます。ですから、そうしますと、企画庁あたりの転換の百万ヘクタールあるいは原野の農用地転換を含めて百万、五十万ヘクタール、ややこれは合っているような感じがしますが、どうなんです。いまあなたの言った数字と企画庁が一千万頭の乳牛、肉用牛を育成するため、百万ヘクタール程度の草地を確保する必要があるというのとや一致しているように感ずるんですが、これとの関係、農林省のその調査の関係は無関係なんです。どうなんですか。

○説明員(松井重平君) 当初申し上げましたように、農地局並びに畜産局で調査いたしました時点で若干ズレがございまして、むしろ農地局、畜産局が調査を公表しておるのはこれよりもあとになっておるようになっております。新全

総てはこういう意味の積み上げの数字でないといふことは初め申し上げたとおりでございます。

それからなおストリートに全部林地から農用地のほうにいくというふうなものだけではございませんで、当然ここにも、土地利用のフレームにもございまして、市街地とかこういうものに農用地自身が変わってくる部分が相当ございまして、そういうような関係で、五十万あるいは百万というものが両方の数字が符合してあるようにございましてけれども、実際にはもっと複雑な出入りがなければならぬというふうに考えます。

○北村暢君 それからついでですからお伺いしておきますが、今度米の生産調整で約五十万ヘクタールを作付転換をする、そのうち草地、飼料用作物というふうなものに転換をするという計画を持ってあるようですが、その見通しはどのようになるか。

それと新全総計画を見通した当時に、そういう要素は含まれていなかったんじゃないかと思われるんですが、新全総当時見通したときと、米の生産調整を今後の五年間でやるという計画、見通しとの関係はどうなっておりますか。

○説明員(桜井重平君) 新全総当時の米の見通しあるいは水田面積と最近におきますもの、特に具体的には農業生産の地域指標というような形で公表されておるわけですが、これとはおっしゃいますとおり違っておりますのでございまして、つまり新全総当時よりも水田面積は所要量が少なくなっておりますという状況にあります。

○北村暢君 これは新全総の当時は水田面積は若干減ることになっておりますが、若干しか減らないんです。ですから、現状維持といたしてもいいんですが、それで計画ができておりましたね。ですから、これは五十万ヘクタール作付転換するということになれば、これは非常に大きな面積ですわね、水田面積二百七十万ヘクタールくらいです、その五十万ヘクタールというんですから、これはもうたいへんなものです。その五十万ヘクタールというのは、実は従来の林野の農用地

への転換面積。これは農地改革のときに約三十九万ヘクタール余でしょう。そのほか、林野整備その他で国有林野を払い下げた総面積にいたしましても、これは全部合わせたら五、六十万ヘクタールだと思ふんですね。だから、戦後の国有林が農用地に、あるいは農用地以外のものに転換をした総面積に匹敵するような面積なんです。ですから、これをいかに活用するかというところは、これは畜産の振興にもきわめて重大な影響を持つてくるのではないかと思ふんですね。

(理事園田清充君退席、委員長着席)

それからいって、まあ野菜とか果樹とかいろいろあるようですが、とも五十万ヘクタールなんてものは消化できない。どうしても飼料作物、大豆その他に転換せざるを得ない、こういうことなんです。そういう面を見ますと、この新全総を計画した当時、それには五十万ヘクタールといふものは含まれていないわけですから、しかも、これは五年後には作付転換をせざるを得ないと、農林省は重大な決意をしているわけですね。その利用方法といたしましては、まあ何か出たものじゃ私も見たことがあるんですが、いまその資料持ち合わせておりませんが、それとの関係はどのように考へるか。これは計画部長ではわからないかもしれないから、政務次官がおられるから、政務次官に聞いてみましょうか。

○説明員(桜井重平君) 水田の転換を盛り込みまして、昨年の十二月に、先ほど申し上げました「農業生産の地域指標の試案」というものが公表されておるわけでございまして、この数字を申し上げますと、五十二年におきましては、耕地面積がおおむね五百五十八万ヘクタールということになっております。延べ作付面積で申しますと、六百三十六万ヘクタールという数字になっております。それからそのほか草地がおおむね五十一万ヘクタール、これらのものが必要であるということにされております。それで作物別に見ますと、今後需要の増大が見込まれます耕地飼料作物、これは四十四年度のおおむね六〇%増の九十八万ヘ

クタール、それから果実、これがおおむね一六%増の四十七万ヘクタール、それから野菜がおおむね一五%増の七十三万ヘクタール、それから豆類がおおむね五六%増の五十三万ヘクタール、これらの増加が必要であるというふうになるわけでございます。それで、こういうふうなワケが考えられておるわけでございまして、先ほどちょっと触れましたように、最近の都市の拡大による農地の破壊、こういうものが相当量ございしますので、そういうものを見込みまして、先ほどの畑作物における増加面積、そういうものを相互勘案いたしますと、余剰水田面積、これを全部いまの畑作物の段に振り向けまして、なお相当量の農用地の造成が必要であるというふうな試算がなされております。これは試算の段階でございまして、四十五年度から五十一年度までの間に、農地としておよそ三十万ヘクタール、それから草地としては二十五万ヘクタールくらいがさらに造成されるといふふうに試算としては出ておるわけでござい

ます。

○北村暢君 そのよけい要するということは、この生産調整の五十万ヘクタールを入れてですか。この計画の中に、五十万ヘクタールの作付転換が入っているのですか。

○説明員(桜井重平君) 五十万ヘクタール、これは入っております。これは先ほど申し上げましたような畑作に利用して、なおかつ農地の壊廃等を考慮すれば、いま申し上げたような数字が新たに造成することが必要ではないかというようにことが、われわれ事務的には試算できておるということとであります。

○北村暢君 それは何年度を目標に……。そういう草地と畑作ですか、合わせると約五十万ヘクタールくらいですね、そういうものが必要だといふのでしょう。それは何年度を目標に必要だということなんですか。

○説明員(桜井重平君) 五十二年でございまして、五十二年の需要量ということになりますから、したがつて造成は五十一年度までにやらなきゃならぬということでございます。

○北村暢君 その五十万ヘクタール余の農地、新たに農用地造成の五十二年目標の対象を、計画的に、具体的にどこを何県幾ら幾らというふうな積み重ねでこの計画が具体的にできているのかどうか。

○説明員(桜井重平君) 地域指標のほうはこれは具体的に地域ごとに出てくるわけでございまして、造成をどのくらいするかというところは、これは先ほど申し上げました数字は差し引き計算で出したわけでございまして、具体的な地域というものはございせんが、ただし開発可能地調査というものは、これは地域ごとに、どういう地域にどれだけの開発可能地があるかということが出ております。

○北村暢君 これは先ほど来質問しているんですけれども、農地局、畜産局の共同調査ということでした。それで共同調査に——いずれ農用地に転換するところは山林が原野に相違ないですわね。相違ないわけですから、それは農地局、畜産局が、林野庁なり都道府県なりに協力願って調査されておるのですか。

○説明員(桜井重平君) その調査は具体的に県に委託して調査しておりますが、林野庁のほうに調査の身について協力を願ったということではなくて、農地局と畜産局が独自の立場で調査しているというところでございまして。

○北村暢君 独自の調査で、その調査した結果を五十二年目標に農用地造成を、五十二年度という五年か六年しかないわけですが、それは実際に調査した結果を政策目標として年次別ぐらゐに割って造成をするということになっておるんですか。その場合に、農地局と畜産局との共同調査で、提供するほうの林野庁との協議はなされておらない、それで実際にそういう農用地ができるようにお考えなんですか。

○説明員(桜井重平君) 農地局と畜産局が調査をいたしましたのは、これは全体の適地調査ということでございまして、その性格も先ほど申し上げ

たとおりのものでございまして、いま直ちにそれを実施するというような性質のものではございせん。

それから五十二年までに必要になる造成面積というのは、これは繰り返しになりますが、差し引きこの程度のものが必要になるんじゃないかなうかということございまして、これももちろん年次別に出してあるという数字ではございせん。実際に農用地造成を行なうというのは、これは別に県あるいは国がそれぞれに地区調査というものを実施いたしまして、そしてその場合には林野庁のほうにも、国有林等がございます場合には十分相談いたしまして、今後造成しようとする土地を決定するというような手続をもちろんな行なうわけでございまして。

○北村暢君 従来も国営のパイロットとかなかんとかやっておりますことは知っておりますし、農用地造成をやっておりますことも知っております。ですから昭和五十二年目標に約五十万ヘクタールの農用地を造成する必要があると、いまの農産物の生産見通しから言って。これは農林省の五十二年目標の農産物の生産見通し、それに基づいてい

わけでしょう。あれを達成するためにこれだけの農地が要る、こういう考え方だと思ふんですがね。ですから目標を達成するとなれば、やはり草地並びに畑地で約五十万ヘクタールの目標を達成しなければならぬ、こういうことでしょう。ですからそれは四、五年で五十二年が来るわけですから、そうすれば当然年次別の計画目標があつてしかるべきだし、そうであるならばすでに林野庁とも協議がなされていなければならぬはずだと、こう思ふんですが、あの見通しは見通して、五十二年に需給率が幾ら幾らというあの農林省の農産物の見通しですね、あれに基づいてやればこれだけ必要だというだけの話で、これは見通してすと、それだけにどまるのか、政策としてそれを実際にやっていくのか、ここが問題なわけ

です。ですからその農林省の農産物の生産見通しとい

うものを実現する積極的な意欲があるのかないのかという問題とも関連しますけれども、農地局としては、計画部長のところではどうだかわかりませんが、実際にそれを農用地造成するというものに基づいて、これは地元民の意思なり何なり確かめなければならぬ。そして具体的に地域を決定しなければならぬわけなんです。それから、そういう面がね、いまの段階で五十二年を目標とすれば五十万ヘクタールほど必要ですという程度でいいのかどうか、その点がもう少し明らかにならないで

すかね。

○説明員(後井重平君) 御承知と思いますが、現在昭和四十年を初年度とします土地改良十カ年計画、長期計画、これに基づいて事業を実施しているわけですが、ただ御承知のような米の生産調整、こういう事情の変化がございまして、それに対応して長期計画の改定ということが必要になってくるわけですが、もちろん今後全然長期の計画なしに事業をやっていくということではございせん、そういう状況の変化等を考慮いたしまして計画の改定ということをや

ま鋭意検討中の状況でございます。

○北村暢君 そこで林野庁にお伺いしますがね。いま新全総だけでなしに、同じ農林省の中でも農地局の計画の中に五十二年目標に五十万ヘクタール農用地に転換する、こういう計画、農用地を造成しなければ農産物の五十二年目標の生産目標は達成できない、これは農林省内部でそういう議論がされているわけですね。片一方見れば、この新全総も四十四年ですが、あなたのほうの林政審議会の建議もあれは四十四年です。その場合に、林野面積は減らないことになって計画が立てられている、一体これはどういうことになっているか。

各省庁のなわ張り争いで、自分のところだけ計画が都合いいように立てて、お互いに自己満足されたって、これは私も国民は非常に迷惑な話です。そこら辺の、同じ農林省ですら農地局でそういう調査をやったのを知らないし、計画

を立てているのを知りませんで、林野庁は林野庁で森林面積は減らないということを前提に計画を立てる、これじゃどこがどうなっているんだか、どういふふうに関係ないんだか、受け取ればいいんだかわからないじゃないですか、どうなんですか、そこら辺は。これはちょっと新全総のときにはマクロ的だの何だのって逃げたけれども、五十二年目標の農産物の生産見通しを立てる際には、これは農林省内部で、それは林野庁、私は知りませんでしたと言えないんじゃないですか。一体これ、どういうことなんですか。

○政府委員(松本守雄君) いま幾つかの計画についての具体的な数字につきまして、突合しないじゃないかという御指摘でございます。確かにそういう点がございまして。いまの農地局の計画部長から御答弁申し上げた土地改良計画なり、四十四年度に実施された調査につきましても、これは農地局、畜産局サイドで調査したものでありまして、林野には逐一現地の積み上げの協議がございせん。また協議がございまして、なかなかこれは林野としてけっこうだという即答はしかねると思ひます。いずれにしても、そういうものは一つの目標——政策を立てるための目標としてつかんだもの、このように解釈せざるを得ないわけでありまして、実際にそれが年次の実行に移される段階で、林野庁としても畜産局なり農地局なりから具体的にその実地につきまして協議が出てまいります。その協議の段階でさらに共同調査というものも行なわれます。そういうことでその段階でそれが国有林なら国有林がそういう土地開発に協力できるのかできないのか、国有林の使命の達成と調整をしながらそういうことも考

えるといふことでありまして、林野庁が、いま林政審議会の建議にしまして、四十一年に策定をいたしました長期計画にいたしまして、森林面積は一応現状のまま変わらないという一つの前提を置いた試算が長期計画の数字なり、それから五十年の中期見通しなり、前提に置いた場合には、こういうこと

の数字が出てまいりますよという見

通しなり、展望なんでございまして、そういう点に、こまかく言いますと数字的に突き合わないという点も出てまいります。

以上御答弁になりましたかどうか、御了解をいただきたいと思います。

○北村暢君 御了解いただけと言つたてあなた、食い違つておるものをどうやって了解するのか。御了解はできませんけれども、実際問題として農地局もいま直ちに言つていけるわけじゃない。これは実際に計画を実行に移す場合には、当然それは県当局においても林務関係と農地関係の調整なり、畜産関係の調整なり県内でももちろん行なわれる。それから具体的に言つて、これは当然なんです。ただ私は、今後の農業政策遂行の上において、土地の高度利用という点から言つて林業をやつていったほうがいいのか、あるいは農用地に転換したほうがいいのか、これはやはり国民経済的な見地に立つて当然検討するべき問題だと思ひます。そこでいま長官のおっしゃられるように、先ほど来私が盛んに指摘しているように、農業にとつても農用地を拡大しなければならぬという要求があるし、林業にとつてもいまそれどころではない、林業の危機打開のための積極的な施策をやらなければならぬ。五十万ヘクタールの生産調整の中においてすら、水田にすらいま木を植えるということがあつてあります。何万ヘクタールかそれはある。そういう事態ですから、それは場所場所によってそういうこともあり得るだらうと思ひます。

ですが、ここで農業サイドから言わせれば、農産物の確保のためにどうしても五十万ヘクタール農用地を造成する必要がある。林業関係からは林業の危機を訴えられているのでそれどころではない。米が余つて五十万ヘクタールも生産調整のために作付転換をやらなければならぬ。それが何をやるかといつて簡単にきまらないような状態にあるときに、わざわざこの優秀な経済林と目される、これは農用地に転換するところは林業にとつてもいいところなきまつておるわけなん

です。木のはええないうところには草を植えても草もはええないうわけです。したがってそこに必ず調整の問題が出てくるわけです。ですから長官は五十万ヘクタール農用地に転換するという協議を受けても簡単にそれに応ずるわけにもいきませんと、気持ちにはわかるわけなんです。しかしこれは大勢は全国総合開発計画にあるように、森林面積は五十万から百万減ってもなおかつ長期見通しの林業生産額というものが達成できるんだというように推定になっておるのです。これは。

そういう点からいくと、農業サイドと林業サイドとの調整の問題が必ず起こりますけれども、その前にどうしても私は、これを農用地に転換を強いられて押し切られる可能性というものが出てくるだろうと思うのです。これは力の強いほうとか弱いほうとかいうことでなしに、そういうようなことがあり得るのではないかとこのように思っています。ですからこれはやはり林野庁としても周囲の空気は、これは林野庁が農用地転換ということと要求されても簡単に応ずるわけにいかないといつてがんばり通せるものかどうかということについて私は非常に疑問に思っています。それほど客観性がないということ、農用地としての今日の進み方、高度利用という点の進み方と、林野関係における林業としての高度利用という面について、私は林業のほうに相当まだ高度に利用すれば生産をあげられる余地というものが林業の場合には大いにある。これは第三者が見れば必ずそういうふうに見るのではないかと、私はそう思う。

ですからそういう意味では私は先ほど来林業の危機を訴えましたけれども、なおかつそういう危機にありながらいままでのこの林業政策の不徹底から生産性をあげ得ないでいったという面が非常にあるんじゃないか。もっとも農用地と比較して林業生産は面積を若干縮小してもなおかつ生産性をあげる余地があるんじゃないか。これはひいき目で見なくて第三者は私はいくつか見方をするものが非常に多いのではないかと。この公平な目で見てそう思うんです。そういう点について林野

庁長官はどのような見解を持っているか、この際お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) いま、最初にお断わり申し上げなければいけませんのは、ただいま御答弁申し上げましたのが、先生若干誤解をされておるように受け取っていただいているような点がございます。それは先ほど、簡単に応ずるわけにまいりませんということと、四十四年の調査なり土地開発計画なり、農地局、畜産局サイドで調査をされましたものをすぐその場で相談をされたとしても、将来の全国的な全体計画としてこれといかどうかというのを相談されましたも即答は申しかねるであらう、しかし、個々にそういう事例が出てまいります場合には、国有林経営上の調整をはかりながら前向きに積極的な協力を申し上げる、ただ、これこれこういう場合には活用は原則といたしません、こういう幾つかの基準を用意しておりますが、姿勢としては積極的に協力していくということが一点と、それから林業的な利用を考へる場合に、現在よりもっとも価値を生産といえますか、生産をあげる方法がまだあるんじゃないか、確かにその点はございます。先生のおっしゃる説、そのとおりであると思ひます。

○北村暢君 大臣は来るのか、来ないのか。
○委員長(河口陽一君) 速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(河口陽一君) 速記を起こして。
○北村暢君 新全総それから農用地転換の問題については、あまりしつくりしませんが、そのくらしいしておきまして、若干国有林の問題について触れておきたいと思ひますが、国有林の使命については林業基本法で明らかにされ、さらに国有林の活用についても基本法第四條でその趣旨が明らかにされておるのでありますけれども、今日、国有林に対する批判というものは私は相当いろいろな面に出てきておるだろうと思ひます。それで国有林のあり方の問題について若干触れておきたいと思ひます。

「国有林を重要な林産物の持続的供給源としてその需給及び価格の安定に貢献せしめると、奥地未開発林野の開発等を促進して林業総生産の増大に寄与するほか、国有林の所在する地域における林業構造の改善に資するため積極的にその活用を図るようとするものとする」ということではっきりしてあるものであります。この基本法でうたっているこの使命というのについて、私もこの基本法を論議する際に若干疑問を述べておりましたし、国有林の見方について、この基本法の考え方と私どもの考え方と若干違ひます。違ひますが、この基本法四條における国有林の管理運営の事業が「その企業性の確保に必要な考慮を払いつつ」ということで、国有林の企業性というもののについて非常に第一義的に出ている。私もこの国有林の使命というの、企業性の確保ももちろんこれは当然やらなければならぬ問題でありまして、国有林は国土保全という機能、それから木材の持続的な生産、こういう国土保全の機能と経済的な機能と、こういうものを両方持つておるというふうに私も見えておるんです。ところが、この基本法の四條には国土の保全機能というのとはあつてはなつたような形で表現されている。まず第一に企業性というふうなものがうたわれている。ここに感覚の差が若干あるわけですが、それはまあさておいて、今日の国有林の運営に当たって、たとえば価格調整の機能を持つという使命を一つ持つておられます。ところが、企業性を追求するがゆゑに、国有林が今日の木材の価格を調整する機能を十分に果たしているかどうかというところ、これは全く逆だ。これはまあいさば言われてることですが、木材の価格が値上がりをして、そういう場合に増伐をして木材の価格が上がつたときに冷やす役割りをする調整の機能を果たしたと、また木材の価格が安くなったときに国有林材を節伐して価格を安定させるのに寄与させる、これは価格調整の機能でしょう。ところが、価格調整機能を持ちながら、法律でうたいながら、全く逆なことをやっている。木材の価格が上がれば、国有林は収入がどんどん上がりますから節伐をするんですね、増伐はしないんです。節伐をして木材の価格が上がるのに協力するような形。木材の価格が低落した場合に収入が上らないといけないうので増伐をして、ますます木材の価格が下がるように協力する。価格調整機能だんことをいうことをうたいながら、全くそれと逆なことを現実に行つておる。これは一つの例ですけれども、そういう批判は当然出てくる。かつて河野農林大臣のときに、たつた一回だけ、木材価格がものすごく上がったといへんときに、茨城県あたりから国有林材を緊急増伐をやつて輸送したというように例は、たつた一回かある程度です。そういう点。

それからもう一つは、この国有林は企業性を追求するがゆゑに、今日自然保護ということと非常にやましく言われている。ところがこれは、奥地林を開発する使命も持つてゐるわけなんです。そのことと自然保護ということが今日の段階で非常に矛盾が起こつてゐるわけですね。まあ秩父の国立公園地帯とか、あるいはこの間災害特別委員会でも問題になりました大山の国立公園地帯におけるブナの原始林を皆伐するという問題。貴重な天然原始林というものが、奥地林開発の使命のために伐採せざるを得ない、それは自然の破壊になる。しかも機械化し、作業能率をあげるためにこれはもう当然皆伐をやらざるを得ない。そういう問題が出て、国有林は企業性を追求するがゆゑに、国の事業でありながら自然をどんどん破壊していつて、こういう批判が一面に起こつてくる。かつて——これはまあ長官に技術的な問題ですから後ほどお答えいただきたいと思います。皆伐作業級と択伐作業級の比率は今日一体どうなつておるか、国有林は。かつてのオーソドックスな林業技術としての択伐作業なんというものは全く顧みられなくて、最近では機械化に伴ひまして大面積の皆伐をどんどんやつてゐる。しかも採算性を云々するために、低質広葉樹の奥地のところの赤字事業所というふうなものについては閉鎖をするとい

うような形で、積極的に林種改良をやらなければならぬというところで将来当然切らなければならぬ問題でも、赤字なるがゆえに閉鎖をする。したがって、企業性優先的な感覚で国有林というものを運営してゐる。そのほか問題になり得る合理化の問題で、きのうも触れられました薬剤散布の問題——公害をみずからばらまく、こういうようなことを平気でやる。こういうのが今日国有林のいわゆる官僚的運営に對して大きな批判が出てきてゐる。国有林の活用等の問題についても、現在の共用林制度等においても、なかなか条件がきびしくて、地元が直接的に利用できない、薬剤散布のために、従来の共用林野で山菜等をとつてゐるものがとれなくなるというやうなことで、この国有林の運営について、確かに先ほど来私が言いました林道だとか造林だとかいうやうな問題については計画量にやや合致するやうな計画的な運営がなされておりましたけれども、全部が全部悪いとは言いませんが、非常に大きなやうな国民的な批判を受けてゐるんですね、国有林は。これは私は改めなきゃいけないと思つてゐます。

その根本が何にあるかといへば、やはり特別会計の独立採算制というものである、このように私には思われる。で、独立採算制で、企業性をルーズにやれというやうなことを私は言つてゐるのじゃない。企業性の性格を持つてゐるんですから、そういう意味における企業性の追求はいいんです、その企業性が行き過ぎるというと言つたやうな国民の批判を受ける結果になるのではないかというふうに思われるのです。したがつてそういう意味における国有林の反省というものが必ずやありますが、さらに国有林野特別会計の現状であります。国有林野特別会計は従来剰余金、損益計算、まあ両方あるやうですが、戦後の昭和二十二年以降国有林野特別会計はこの剰余金においてマイナスになつたことが三回、損益計算でマイナスになつたことが三回で、あとは全部国有林は黒字であります。それで、剰余金は二十二年以降から一千四十億円程度、一千億円をこえる剰余金を出

し、損益計算において一千三百六十一億余、一千三百億四角の利益をあげてますね。しかしこれは、利益をあげることが悪いと言つてゐるのではないのですが、こういう利益をあげながら四十六年度の予算では御存じのやうに五十億の赤字予算を組んだわけですね。したがつて、この特別会計の今後の収支の見込み、将来の見込みは一体どのやうになる見込みであるか。かつてこの見通しもやりました、おそろく昭和四十四、五年からは毎年百億くらいづつ赤字になるという試算をした事例もあります。ところが最近の木材価格の低迷状態、賃金の上昇というやうなことで特別会計もやうやく赤字傾向に転落しつつあるんですね。そういうやうなことで、この見通しは一体どのやうに考へておられるのか。まず国有林の批判に對してはお伺ひしたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) われわれにとつてたいへん重要な問題の一つを御指摘になつたわけでありますが、お話のやうに森林は国土保全それから水資源の確保とか保健、休養などの公益的機能を持つております。反面、また林産物の持続的供給という経済的な機能をあわせ持つてゐると思つております。そこで、ことにまあ最近いろいろ経済の成長が十分になり、国民全体が自分の環境といふものを顧みてみますと、やはりこのいま私が申しましたやうな点に、重点的にこの国土保全並びに保健、休養等のことについての森林の持つ公益というやうなもの、また新しい角度から大きな認識を増してゐると思つてゐるわけでありす。しかしそういう機能を發揮させるにもやはり経営といふものが十分に調和されながら進められていくといふことは大事なことだと思つてゐるわけでありす。そういう両方の機能を調和させながらその機能を十分に發揮させるといふところに森林行政の一番大事の問題があると思つてゐるわけでありす。

そこでいま御指摘のごさいましたやうに、国有林の關係を見ますと、確かに四十六年度に

おいて五十億の赤字を計上いたしておりますが、これらのことにつきましてはもう予算でも御説明できておりますやうに、まあいまお話のごさいますものもろの条件が重なり合つて赤字を計上するやうになつてゐるわけでありすが、私どもは国有林の公益的機能といふものを念頭に置きまして、そういうやうなことを進めてまいらうと思つてゐるわけでありす。先ほど私に専門的な知識を持つておられる方々の御意見をもちと申しましたのは、こういう点にもひとつあると思つたわけでありまして、したがつて私どもとしては森林行政の中における国有林の再建といふことについて十分にひとつ検討をして、国民の期待に沿ひ得るやうにいたさなければならぬ、こういうことで研究をいたしてゐるわけでありす。

○北村暢君 そこで大臣のおっしゃる国有林の使命達成のために公益性、公共性といふものを持つてゐる、まあそれはそのとおりであります、したがつて特別会計は独立採算制で運営されてゐるわけですね。そこで従来国有林の黒字傾向であつた場合において、剰余金の使ひ方について特別会計で規定されてゐる。一部は林政協力費といふ形で一般林政に協力する、一部は国有林の運営のために積み立てをしておくという制度になつてゐるわけですね。昭和三十五、六年ごろから林政協力費といふものが支出されるやうになつた。それで大体いままで四百億をこえるものが林政協力費として出てゐるのじゃないかと思つてゐる。そのほかまあ今年度の予算内容から見ても、その公益性、公共性といふ点からいって林野整備、農業構造改善事業あるいは林業構造改善事業、官

なもの、この中で一番大きなものは民有保安林の買入れ十一億八千万、約十二億近くです。いま申したやうなものを総計して約二十四億くらいのもので出ております。国有林野事業そのものの運営でなしに一般林政と目されるやうなものですね、特別会計でまかなつてゐる。それから治山事業、これは大河川の治山事業は十五、六億一般会計から繰り入れられておりますけれども、それ以外の国有林野内の治山事業、これは当然公益的な機能を持つております。それが百二十五億余であります。さらに林業振興諸費という林政協力費ですが、これが森林開発公園等の出資を含めて約八十億程度ですね。総計して約二百三十億程度のものが国有林野事業そのものといふよりは一般林政的なもの、あるいは国有林野内の治山事業あるいは林政協力費といふ形でもつて約二百三十億程度のものが計上されてゐる。そういうものを合せて五十億の赤字予算になつてゐる。幸いなるかなこの赤字五十億はいままでの積み立て金の中から食いつぶすといふことで切り抜けるからいいんですが、それがあと二百五、六十億しかないと思つてゐるんですが、これを食ひつづけてしまふといふと、ほんとうの赤字になつて、国鉄の赤字財政とやや同じやうな形に近い将来に転落するといふことが起こり得るわけですね。したがつて、ことしの五十億の赤字予算といふものは、五十億の赤字予算の約四倍半くらいのもので二百三十億といふものが、いわゆる企業性の性格のものなんです。国有林野事業として負担するものが適當であるかどうかと思はれるものを含んでの五十億の赤字予算。これは私は早急に検討する必要があると思つてゐる。

御存じのやうに、かつて中林審から国有林のあり方について答申がなされた。それについては、企業性を重視したところの公社制度といふやうな問題を含んでゐるわけなんです。これについて、国有林がいよいよ赤字傾向に至つてきた。したがつて、合理化もやらなければならぬ。賃金は、これは他の企業並みに上がつていかなければならぬ。これはもうことしも当然上るわけ

す。そういう状況で生産の伸び、収入の伸びといふのは、先ほど言ったように国有林の場合、やや計画的にいっているとはいへどもともそれを補うだけの伸びというものは期待できない、赤字傾向で——これは故意に宣伝するのかわりか知りませんが、とにかく赤字傾向になってきたことは事実なんです。それで一体この国有林というものの特別会計の中の方というもののについて私は再検討しなければならぬ段階にきているんじゃないか、このように思うのですが、一体どのような見通しで今後やるうとしているのか、基本的な態度をひとつ伺いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほどのお尋ねにお答えいたしましたように、森林は公益的機能を非常に多く持つておる大事な国有財産であります。総面積の六八五を占めるといわれております林業、その中の大切な部分をやはり国有林が持つておるという、先祖代々こういうりっぱな財産を受け継いでおって税金というものは払わないわけでありまして、私はこれをあずかっている行政府としては、国民に対する責任上あつた限りの努力をいたしまして、先ほどお話しのごさいましたような治山関係、あるいはまた民有林を保安林のために買い上げるといったような程度のことではあるだけや、やはり国有林の特別会計が負担のできるような経営のあり方がいふではないかと、このように思っております。しかしながら最近、先ほど来お話しがありましたように、自然環境の保全であるとかいろいろその国有林の持つ公益的機能に對して国民の要請が高まっております。現状等にかんがみまして、それからまた他方いま御指摘のように、国有林事業の財務状況がだんだん悪化している、こういう傾向にありまして、これらの問題を、公益的機能の十分の發揮に必要な経費負担をどうすべきであるかというところは研究問題だと思っておりますが、たゞてまえとしてはやはりわれわれは最大の努力をいたしまして国有林事業が負担のできるような努力をわれわれとしてはしなければならぬまいと、こ

う思っております。

もう一つは、いまお話しのように、最近のこの日本全体の林政、それからその中でわけて国有林の問題等についても民間の有識者たちがいろいろ所見を新聞、雑誌等にも公表されておられる方もあります。特に関心を持っておられる人たちが出ております。そういうような人たちの御意見の中には、いろいろの御意見を私は印刷物で拝見いたします。たとえば行政と現場とを分離したらいというふうな意見もありますし、それから公社化がよろうという意見も出ております。しかしながらなか私どもがこの大きないまですとやってみてまいりました林野庁の国有林事業というものの中心を置いて考えてみましたときに一長一短がありまして、いずれがいいというふうなことをまだ判定しかねておるわけでありまして、いづれにしても政府といいたしましてはこのままで放置したいとおくということとは、先ほど来のお話しのように私ども一種の危機意識を持つておるわけでありまして、十分にひとつ検討をいたしてまいらなければならぬ。要はやはりこれだけの貴重な国の財産を先祖から受け継いだ現在の当事者である私どもは、やはり国民の期待に沿ひ得るようにならなければならぬ。そのためには何をなすべきであるか。先ほど来御指摘の点は十分私どもにおいても参考をいたし、施策に資さなければならぬと参考をいたし、そういう意味でいま一生懸命検討をいたしております。

○北村暢君 また大臣の特徴の、得意の検討が出てきたようでございますが、もちろんこれはその簡単に結論の出る問題ではないと私も思います。しかし、このことは相当長い間の懸案事項なんです。国有林のあり方について、抜本的に一体国有林といふものをどういう方向に持っていくのか、使命達成のためにどういうふうにするのかというところについては、そろそろやはり結論を出さなければならぬ段階に來ていると思ふのです。国有林のあり方についての構想の一端とも思われ

る国有林の機能としての公共性、公益性というもののについて重視するといふ点、しかも民有林協力というふうな点もやりながらという大臣の御意思のようですから、そうすると、現在とあまり変わらないような感じがいたします。しかし、赤字傾向にあるので、これを克服するための内部的な施策を慎重に検討していく、こういうことのようにです。しかし、いまの御答弁からすると、一部にある企業性というものを強力に追究するといふ意味における公社化という問題についても、意見としてあるが、結論は出しかねておるようでありまして、それなりに非常にむずかしい問題だと思ひます、私も。

しかし、私はここで考えてもらわなければならぬことは、いまおっしゃる通りに、一般林政的なものも含め、林政協力的な面も含め治山もやり、なかかつ特別会計の赤字問題というものを考へていく場合に、どうしても私は背負ひ切れない問題が將來出てくるのではないかと思ふのです。そこで、衆議院における林業振興に関する単独の決議の中にも、その第六項目に「一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ等、必要な財政金融措置を積極的に講ずること」ということで、これが出てきていると思ふ。何か国鉄の赤字問題を議論する際に、公共的な性格を持つておるために、一般会計からの繰入れといふものは、なかなか結論は出ません。このこともよく知っております。しかし、国有林野特別会計において、先ほど申しましたように、一千七百八十三億ですが、今年の予算、特別会計ですね、の中の二百三十億程度のもの、これは私がために拾ったのではないのです。これはかつて林野庁が特別会計の検討をした際に、一般林政に該当すると思われるようなものといふことで、林野庁が試算をしたことがあります。そういうようなものを含めて、私が言っているのではなくて、林野庁がかつて計算したところのある項目の昭和四十六年度の予算を拾つてみて、約二百三十億程度あるわけなんです。それについて、こういう仕事もやり、なかかつ企業

的な合理化もやりながら、特別会計を維持していくといふことになれば、従来特別会計から赤字であった場合一般会計へ繰り入れていたわけですが、これも、これはもちろんでなくなるとして、逆にならぬという一般林政的なものについては、一般会計から特別会計へ繰り入れる努力はなされるべきではないか、そうしなければこれはまたたいへん赤字で苦しむ結果になる、こういうことを心配いたしますがゆえに、先ほど国有林特別会計の赤字といふものは将来の見通しはどうなっているかといふことを聞いたわけなんです。そういうような観点からこれは与野党一致の決議として衆議院の委員会が決議されているわけです。これに對して政府はどのように対処せられるか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 従来でもたとえは石狩川等大きな流域についての広域的な施策につきましては、これは一般会計から出していることは御承知のとおりであります。そこで、先ほど申し上げましたように、国土保全、あるいは国民健康のために活用するといったような、そういう意味について、森林に對して、こういう国有林に對して国が期待する一般的な事業がだんだん広がってきつつあると思ふのであります。そういうものについてはやはり今日のような財務状況の林野庁において、全面的にこれを負担するといふことはなかなか困難なことではありますので、衆議院における附帯決議が行なわれます場合の話し合ひでも、そういうような話が出ております。私どももいたしましては、そういう点について十分に考慮をいたし、そうしてまたどのようにして十分の面を實現すべきかといふ点について検討いたしまして、こういういふことをお答えいたしてはいるわけでありまして、私は全部が全部企業的な考慮の中で、特別会計の中だけで負担すべきものであるといふようなことを言っているのではないのであります。従来のような施策につきましては、できるだけ自分の会計の中で処理するのがたてまえである、こう申しているだけであります。

の中では特別会計の中で負担をするのがたてまえである、そういう努力をする。ある程度これはいままではよかったのです。いままでは積み立て金を食いつぶした後に特別会計、これは四、五年でなくなるんじゃないか。この辺のところを具体的にですから長官に数字的な問題を若干含んでおきますからどうなんですか。特別会計としては五十億の赤字予算ですけれども、来年、再来年は赤字予算を組まないでやっているとすかどうですか。

○政府委員(松本守雄君) 四十五年までこれは概算でございますが、三百五十億の積み立て金がございます。これは企業内で使える積み立て金、そのうちから五十億をとり出す、赤字穴埋めをするというのが四十六年の予定でございます。でありますからこの調子でいきますと、このままで推移いたしますと、収入の増加がなかなか期待できない。一方事実、特に人件費の割合が国有林野事業では過半を占めており、人件費の上昇というよりなことからさらに五十億に相当するところの赤字というものは将来ふえていくんではないか。このように考えます。

○北村暢君 まあことしの五十億が来年は六十億になるか八十億になるかね。大体これはふえることとはあっても減ることはない。ここ五、六年はいいんじゃないですか。というのは、私の推測ですが、いまの木材価格の低迷の状況からいけば、いままでは黒字になってきたのはこれは四、五年前まであらゆる物価に比較して最大の木材価格の値上がりのおかげでできたのですよ、これ。ところが最近では低迷どころかちょっと木材価格の値上がりというのは外材のこういう圧迫からきて、期待できないですね、これ。そういう点からいって収支が悪化していくことはもう歴然たる事実ですよ。そういう中において、いま大臣がおっしゃられたように、従来のものは従来のもので企業内で何とかやっていく、その心意気は確かに私もわからないうわけでもないのですけれども、一挙に転換するというわけにいかないですが、いわゆる

これらの点について、もう少し大臣の見通しを持った答弁を重ねて要望したいと思えます。○国務大臣(倉石忠雄君) 私が申し上げておりますのは、自分の経営に属する事業について、努力を十分にした上で、一般会計に依存すべきものは、これはもう当然依存してもいい。ただやたらに一般会計に依存するといふ安易な考え方は持たない、こういう趣旨で申し上げておるわけであります、誤解のないようにお願いいたします。

○北村暢君 それじゃ話わかりました。そういう趣旨で大いに努力してください。次にですね、衆議院の決議とも関連して確かめておきたいと思うのですが、先ほど来質疑をいたしました造林関係の問題、これについて現在いろいろな補助造林、融資造林、事業主体としては個人もありまして、県の公社の場合もありまして、公有林の場合、県あるいは市町村の自治団体であります。概して造林が計画量を下回っているこの事実。国有林はまず計画量をいっ

ていますけれども、民有林は木材価格の低迷と同時造林意欲が低下をして造林が計画どおりにいかない、こういう現実。それから先ほど長官は再造林の場合は切ったものは必ず植えているのです。伐採されたもので計画量の五〇%ですと、こういうことでございました。現実問題として私も二、三事例を知っておりますけれども、現在官行造林法は廃止され、従来の契約したものも継続だけが行なわれる。その官行造林の、有数の官行造林の伐採期にきている市町村で、伐採面積の約三分の一しか、どうしても再造林ができない。あとの三分の二は再造林ができないで放つてあるところがあるということを、市町村長に会って私も話を聞いておる。それは官行造林の収入があるから再造林までめんどろ見る必要ないんだというたてまえになっているわけですね。ところが現在の市町村財政の窮乏の実態からして、官行造林で上がった収益というものの、相当収益を上げている市町村もあるわけで、非常に喜んでおります。喜んでいますが、その収益が、

やはり村財政の運営のほうからいって、なかなか再造林に全部金をあてられない。学校建てたり、下水道をどうするとか、上水道をどうするとかいう方向に向けられてしまふ。そのために、確かにこの地方自治体の財政面に大きく寄与しているのではありませんけれども、まず、再造林という、山をつくるということについてはあと回しという結果になって、再造林が行なわれてないという事例があるのです。これは、私も事実村長にその実情を聞いております。実情は何かといえは、いま言ったように、財政上の問題が主です。そのほか労力が足りないとか何とかという面もありますけれども、実際にそういう面がある。

したがってこの森林開発公団ができた際に官行造林法が廃止されたわけでありますけれども、まあ森林開発公団もあと七、八年か十年で任務完了するわけであります。この再造林を含めて官行造林というものを今後考えていく必要がある。まあ官行造林ということば自体がもう時代に沿いません。したがって国の行なり民有林野の分収造林等の制度的な措置ということを使ってありますけれども、そういう意味において、これは分収歩合からいっても林業の助成策にもなるわけですね。地方自治体のためにもいいし、またこれは私有林にまで発展させようということを言っているわけだ。民有林の計画造林がどうしても達成できないという段階において私は、やはり国が積極的に国有林の技術と労力、それから国有林野事業の運営との調整というふうなものを含めて、国が積極的に分収契約によってやっていくという措置は、これは検討すべきであるということが、この

林業振興の一つの方策として出ておるわけです。そういう点について、ぜひひとつ理解ある措置を要望したいと思っておりますが、大臣の見解をお伺いします。○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど来たぶん再造林についてのお話はあったかもしませんが、私も実は再造林につきましても特別な補助をすることは必要がないのではないかと考えている立場に立っ

ておるわけですが、しかし造林事業全般につきましてはまあお話のようにきわめて重要なものでございまして、林政上の重点施策として拡大造林の積極的な御協力をお願いいたさなければならぬ。助成内容の充実等につとめてまいったわけですが、今後さらにその施策の拡大強化をはかっています。ところが、再造林につきましてはお話あったかと思いますが、私も四十六年度予算の編成にあたりましては、いまお答えいたしましたような考え方に立っているわけでございます。

○北村暢君 再造林という問題について助成を考へては、これはいま始めたことではなくて造林臨時措置法が目的達成した段階において切りかえた際に、拡大造林については助成をする、再造林についてはやらないという思想であつたことは私も理解しております。がしかし、これは助成のことを私は聞いていたものではなくて、助成についてはまた別の見解もありました。けれども、官行造林の場合も再造林はこれはやらないことになっておりまして、官行造林のほうは、それは収入があるからその収入でやれということになっているのです。そういう思想で官行造林は二代にわたって契約しないことになっているわけですね。そのために分収歩合もよくなっているわけですね。分収歩合も市町村に有利になっている。これは事実なんです。その思想です。

ところが現実問題として造林技術の問題、労力の問題、それから地方財政の問題等で、今日や一番蓄積その他低いのも公有林野である。これは公的な機関でありますから、林野庁の指導なり何なりに従って当然やらなければならないはずであります。実際できていない、こういう問題があるわけですね。これはしたがって先ほど言ったように、地方財政には非常に役に立っているわけなんです。喜んでおるわけですね。だけれども、再造林のほうまで手が回らないというのが現実なんです。そういう意味で、私も国が行なり分収造林を再造林までやらないというならや

ないということでもいいが、これは復活させる意味における一つの決議になるわけですね。ですから事情もわかります。県の公社が、造林公社的なものでございまして、それを奨励してきたいきさつも知っておりますし、あります。それからまあおかつ計画に達しないわけですね。ですから私は将来の森林資源の状態を憂うがゆえに、そういうものは積極的に国が得る限りの、国が直接分収契約によって造林をしていくという積極策がとられてしかるべきだ、そういう趣旨でこの決議がなされている。

これは非常にむずかしい問題であります。それから後まで自民党もずいぶんこの点についてちゅうちゅうしたわけですが、最終的に自民党もこれは状況やむなしということのんだわけですね。したがってこれは行政当局からすれば非常に迷惑なことかもしれないが、相当検討した結果においてこれが全会一致で決議されているわけですね。そういう意味でぜひひとつこれは一介の決議として、決議は決議でどうでもいい、こういう態度ではなしに、ひとつ行政当局としても国会の意思といふものを尊重する意味において大臣はこの決議がなされたときに十分に尊重いたしましてと答弁したはずなんです。意思表示をしたはずなんです。そういう意味において念を押して私はお尋ねしているのですから、一般の造林の助成とか補助とかいう問題ではなしに率直に御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 再造林につきましては前々からいろいろの方の御意見も承っておりますが、一応さっき私がお答えいたしましたのがたてまえであります。そのことはよく御理解をいただけることだと思ひますが、分収方式によりまして造林につきましては、いまお話の中にありますように、県段階で造林公社、あるいは森林開発公社といったような公的機関がございまして、これらがいままで有効に働いておつたわけですが、これらの機関の適切な活用方策についてさらに政府がくふうをいたしてみたい、こう思つておるわ

けであります。やはり全体の民有林の状況等林政全体からみまして、お話のような点について十分われわれはくふうをこらすべきではないかという考えに立ちましてこの決議を尊重するというところを申し上げておるわけですが、そういう点については十分ひとつさらにくふう検討をいたしてみたいと思つております。

○北村暢君 これは衆議院において労資委員もだぶ丹念に念を押している。農林大臣も「国が直接実施したすことにつきましては、いま申し上げましたような方式との関連などを考慮しながら慎重に検討してまいりたい」という回答をされております。したがっていま御答弁のありました趣旨も決議はされたが、決議は決議でいい、これはひとつ前向きに検討をしていただきたい。実際には市町村でも非常に喜ばれているので、うね。廃止した後に非常な調査、あるいは林業関係の何か公的機関の市町村長から直接そういう意見があらわに出てくるので、そういう意味で私も率直にこれにたいへんたい、こういう趣旨であります。それから、ひとつ、公社造林も何もないんですけれども、なかつかつ国で直接行なう造林について非常に大きな要望する向きがあると、そういうことでひとつ大臣の答弁もそういう前向きの検討をされるということと理解をしたいと思います。

次に林道網の整備についてありますが、これについては高率補助、高率の国庫負担といふものを林道網の整備について検討すべきであるというような決議がなされておる。これにこれに関連してお伺いしておきたいのですが、林道——特にいま大きな批判が出ておるの、林道工事の際の機械が非常にいま進歩してまいりました。ところが道路法のように林道については法律ではなしの規定でやっておる。もちろんそれなりに道路法に基づいて一般道路のような規格等についても規定をしておるのでありますけれども、ところが特に新聞

等でたまたま長野県から山梨県に抜けるスーパー林道の場合、大臣、長野県でありますから、当時新聞に出たことを御存じだろうと思ひますが、あれが林道網をつけたことよって自然を破壊する、原生林が相当被害をこうむる。それと同時に工事のやり方が切り取り、盛り土等の際における工事が、どうも予算との関係で徹底してなされておらぬ。そのために土砂崩壊の原因になるような林道が出ておるといふ批判が出ておる。こういう面についての私は一つの林道網整備にあつたの、林道工事の施行に当たつて非常に批判が出ておる。それも要するにこれは予算を切り詰めるから結局そういうことになつちまう、いかげんな仕事をやつちやう。それが自然破壊なり、つくった道路がかえつて川になつて土砂崩壊の原因になっている、こういう結果になつておる。そういうことでありますから、高率の国庫の負担をするといふのと同時に、予算の確保、単価の問題等とも関連してくる。そういう点で林道網の整備等についての考え方というものを、この際明らかにしたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 林道は林政にとって非常に大事なものであります。なるべく私も自然を破壊せざる範囲で、しかも林業が円満に進んでまいりますために、林道網を完備したいと思つておるわけですが、たまたまスーパー林道でたまたま御指摘の長野県に一つの問題のありましたことは事実であります。かえつてああいうやり方だと、いまお話のように自然を破壊したり、土砂の崩壊の原因をつくるだけであるといふ非難がずいぶんありました。私はさつそく事務当局に命じて、その調査、それから対策等を講じるようにいたしたわけですが、なお御指摘のこと全く私も同感であります。林道網の開設は、ぜひこれは必要なことであると思ひます。将来そういうことについては十分ひとつ注意をいたすようにつとめてまいりたい、これらにつきまして私も農林省が、そのことについてなすべきことにつきましては、できるだけ努力

をしてまいりたいと、こう思っております。

○北村暢君 四番目に外材の輸入について、先ほど来触れたように、もう五〇〇万ふえて外材が国内の木材価格を支配するような状況になっているわけです。

（委員長退席、理事園田清充君着席）

で輸入材についての課徴金制度の問題も最後のところ、決議案の中に出てくるんですが、まあ、きょうの新聞によりまして、国際貨幣の不安の問題、ドル不安の問題でこの課徴金制度の問題が問題になっておるようですね。で、これは問題になっておるのは西ドイツ等で輸出の課徴金制度だ、と、ところがこれは輸入の課徴金制度を検討せよと、こういうことなんです。これほど外材が入ってきますという、外材がいよいよ輸入業者の困惑その他で、四十三年等は輸入し過ぎて在庫がだいぶつくという事態もあつたやうであります。そういうような点からいって、木材は、これは自由化されておりますから、直接的に管理するとか統制するとか、いまさらなかなか簡単にいく問題ではない。しかし、今日このような外材の状況からいいますと、これは無秩序に放任するわけにはいかない。しかも外材が入ることによって木材価格が低迷しており、国内の生産というものが少なからざる影響が出てきている。こういう点からして、この外材に対する行政的な配慮というものがどうしても必要になってきているんじゃないか。そういう趣旨で政府の責任において外材輸入の適正な調整機能を発揮するやうに努めて、これは民間では当然やっているだろうと思うんですけれども、この趣旨はいま申しましたやうな

（理事園田清充君退席、委員長着席）

趣旨なので、これについての政府の見解をただし

ておきたい。

○國務大臣（倉石忠雄君） この問題は非常にむずかしい問題であると存じます。それで、大体普通にかんがえますという、外材が入るのは、これは入るだけのそれ相当の理由があつて入るわけであり

まして、つまりわが国の林材よりも、同じような用途に使えて、そして価格が安いということならば、やはりそういうものはかなり業者としては入れるであらうでしょう。そこで、やはり私もい

たしましては、それに立ち向かうだけの体質改善をして、そして生産を増強することにまず第一に

努力をしなれば、幾ら口先で外材防止を云々い

たしても、それはむずかしいことだと、こう思

います。したがって私もいさしお話し合ひのありま

すように、特段の努力をして、早くその目的を達成

するように努力をいたすことがまず第一でありま

す、これは他の農作物でも同じことが言えると思

うのでありますが。そこでこの国でもやっぱり

ある一定の時期には農作物に対しては特別な保護

措置を講じております。そういう意味で私もい

いたしましては、やはり国内生産が非常に圧力を

受けることのないやうに、ある程度体質が改善さ

れてまいる間は、価格政策で保護をいたしてま

いる。これは日本だけではありせん。そういうこ

とのために課徴金という制度を考え出したわけ

でございます。日本だけじゃなくて、ほかの国

でもそういうことをやっておりますが、私もい

いたしましてはやはりあらゆる努力を払って、国

有林はもろのこのこと、民有林がやはり国内の生

産の大きな部分を占めるやうに最大の努力をし

なければならぬ。これはもう前提だと思つて、種

ります。しかる後になおかつ品種によつては、種

目によつてはやっぱり外材が入ってくるでし

やう。そういう場合にできるだけそれを防止してい

くということ、わが国の林業を育成していくた

めには必要なことでありますので、適宜に弾力的

にそういう制度を活用して、つまり課徴金制度の

やうなものを弾力的に活用してまいりたいと、こ

ういうことは私も衆議院における決議のときにも

そういうことで申しておたわけでありま

すが、そのやうに考えておるわけでありま

す。

○北村暢君 次に、今日の林業生産の停滞の一つの大きな原因として労働力不足の問題、これは白

書の中にも出ておりますやうに、過疎化現象が進行してありますし、山村からの労働力の流出は依然として他の地域に比べて高い。優秀な若い労働力が流出いたしてあるわけでありま

す。これを確保するためにどうして労働者の労働条件という

ものをよくしていかなければならぬ。これは雇用

の問題もありま

しょうし、社会保障制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

しょうし、社会保険制度の問題もありま

との均衡を考慮した処遇の改善ということになれば、当然これは予算の問題であります。で、四十年間勤務をして、林野庁の職員としては最高の精

動賞を受けたやうな人が非常に大きな給与上の差

別を受けている。これは定員外なるがゆゑにそう

いう差別を受けているということなんです。大体

一級精勤賞から五級精勤賞まで四十五年で約三

千三百名からの表彰を受けている。そういう人が

日々雇用せられる者というふうに取り扱われてい

るという問題がございます。これについてい

ん長い間各省庁と私も折衝してまいりましたし、

林野庁当局もこの処理のためにだいぶ精力的に

やつたというところは認めるわけでありま

すけれども、その折衝の現状と状況と見通しについてお答

えを願いたい。

○政府委員（松本守雄君） いまの死亡災害の補償

の点でございますが、それは国家公務員災害補償

法の定めに従つて補償をいたしております。遺族

補償の規定によりまして補償をいたしておりますこ

とでございます。

それから日給制職員の賃金と月給制職員

の賃金の格差の是正につきましては、どんなふ

うに考えておるかというところでございま

す。いまこれは労使間で話し合ひを進めて

おります。団体交渉中の事案でござい

ますが、賃金水準は職務内容とか雇用形態、賃金体系などの

相違もござい

ます。これと単純に比較すること

はきわめて困難なことでござい

ますが、一応これを

月給制職員と比較をいたしますと、その差はあ

るにいたして、ここ数年來その格差の比率

は若干ながら縮小傾向をたどつてお

る。アップ率

を日給制のほうに相当よくいたして

おりますので、格差比率は若干ながら縮小をしておるという

ことでござい

ます。したがって、日給制職員の賃

金水準の引き上げにつきましては、從來から努力

していただいております。国、有林経営の現

状から直ちに格差を解消することは困難な状況で

ありますが、今後経営の改善と相待ちまして、逐次その改善に努力をいたしたいと思

また、国有林の基幹労働者の常勤化の問題を早急に処理すべきではないかという事案でございますが、これも従来ここ数年間、基幹作業員の通年化ということを逐次進めてまいっておりますが、通年化された常勤作業員、これを常勤職員と同じに取り扱えないかということでございますが、これも先般政府の統一見解といたしまして、国有林野事業の基幹的な作業員を制度的に常勤職員としますことにつきましては、国家公務員の体系にかかわるなかなか困難な問題であるということで、慎重に検討してまいろうということにいたしております。ただ、そういう常勤的な職員がおりたうことは認め、前提といたしまして、今後検討をいたそうということで努力をしてまいらうつもりでございます。

○北村暢君 公務災害でなくなった人を国家公務員災害補償法でやるというのが、定期作業員の場合、遺族補償は幾らもらえるのですか。

○政府委員(松本守雄君) 職員部長にお答えさせていただきます。

○説明員(齋藤誠三君) お答えいたします。

定期作業員も常用作業員も同様でございますまして、遺族補償金が支給されるのでございます。

○北村暢君 幾ら支給されるかと聞いている、額を。

○説明員(齋藤誠三君) 不勉強で申しわけございません。当該災害死亡者の格づけ、賃金を勘案いたしまして遺族補償がきまるわけでございますが、大体現時点で三十万から六十万程度のものでございます。

○北村暢君 大臣、いま聞いたとおり、この定期作業員一人死んで公務災害の遺族補償三十万から六十万程度、人間一人死んで三十万か五十万しかもらえないという状態がいまの国家公務員災害補償法なんです、定期作業員の場合ですよ。これで一体遺族がどうするのですか、これ。そういうことでいまだでぼろぼろかしてあるのです。いま、あなた、交通事故や何の保険だつて三十万や五十万なんという保険はありやしない。だから私は、国

家公務員災害補償法で支給しますんというのの白々しい答弁で、それで満足するのじゃないんです。これは当然改定されなければならぬ問題で、いまだでやっていないんです。ですから、そういう答弁するだらうと思っておったのです。ですからそれではあまりにも気の毒でないかということなんです。しかも、公務でなくなつて三十万から六十万支給されて、それでぼろぼろ出されるということはあまりにもひどいのではないですか。そういうことなんです。ですから、これは法律でそうなっているからしかたありませんといえはそれきりなんです。私は、これは法律改正まで——これは身分をそういうふうにするに決まるとも問題なんですけれども、そういうふうな定員内と定員外の職員の中に差があるわけなんです。同じ人間でありながら、そういう低い補償しか受けられない。したがってこれは、法律改正までいければあれですけども、何とか、これは法律改正まで、林野庁として見るべき方途が検討されないものでしょうかということを言っているのですよ。

○政府委員(松本守雄君) いま職員部長の申し上げましたのは三十万から六十万、これは年金でございます。一時金でなく年金ということでございまして、この額が少くないという御見解のようであります。これは国家公務員災害補償法というもので規定をされておまして、むしろ林野庁の問題ばかりではないわけでありまして、いづれにしても、そういう事案につきましてもよく調査をいたしまして、要すれば検討をしなければいけないと思ひますが、一応いまそういう規定でやられております。まあそういう実態でございます。

○北村暢君 いま年金ということですが、定期作業員の場合に年金として出るのですか。

○政府委員(松本守雄君) たいへん勉強が足りませんで恐縮でございます。いまのお話、先ほど御答弁申し上げましたように、公務災害によって死亡した場合の遺族補償は、原則として年金が支給されますが、遺族の希望によりまして年金の先取

り——前払い一時金として平均給与額の四百日分が支給されます。また遺族が年金受給資格を有しない場合は一時金として千日分が支給されることになっております。

○北村暢君 その点はまた機会あるときに譲りましていまの答弁でまあ一応了承しておきます。

あとの、非常勤職員——非常勤というのですか、それと常勤職員との処遇の均衡をはかるという問題ですね。これは制度的に常勤性を付与しないというところで林野庁当局ではすでに団体交渉で回答しているわけですが、これは各省庁との連絡をとったものではない、したがって、制度として非常にむずかしい、なかなかむずかしいということである。これは予算の問題がからんでくるということなんです。そういう面からして特に大臣に要望しておきたいことは——したがって、まあきょうは大蔵省の担当の主計官も来ていただいているわけなんです。要するにこれは行管でも総理府の人事局でも、人事院でも、みんな責任ののりたな形で逃げていくわけですね。結局は実際の担当者も何も定員内になるとか何とかということとを望んでいるわけではない、とにかく相当の差があるということについて、処遇上の差があるというところについて問題にしている。したがって、処遇の問題はこれは団体交渉でやればいいじゃないかと、こういうことになっていくんです。が、実際には予算折衝をやれば大蔵省が認めないというところで行き詰まってしまう問題なんです。

したがって、これは大臣もこの問題については各省庁と折衝せられ御苦労願っているわけですから、これも、最終的に予算の問題になりますので、これはひとつぜひ大臣も責任を持ってこの予算問題処置する上においてひとつ大蔵当局とも折衝されて予算確保に最大の努力をしていただきたい、このように思ひます。その点についてひとつぜひ思ひやりのある御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 国有林野事業の基幹的な作業員の処遇につきましては、その勤務の態様が常勤の職員に類似いたしておる面があることも

関連いたしまして、労働力の適正な配置等による生産性の向上に配慮しつつ、目下その処遇のあり方について真剣に検討いたしておるところでございます。

○北村暢君 いや、質問に答えてくださいよ、書いたものを読まないで。

予算の問題がネックになっているから、大臣としてもひとつ最大の努力をしてくだささい、思いやりのある努力をしてくだささい、こう言っているのです。ひとつその点を……

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はいまだどういふ過程になつておるか、正直申し上げてよく知らないのですが、職員団体の人とはしょっちゅう機会があるわけでありまして、両方の——両方というところからいって、当局のほうとしましては、努力をいたしたいと思っております。

○北村暢君 どうもうまいかないです。もう団体交渉ではいいところまでいっているのです。いっているのですけれども、林野庁がやりたいといつてもなかなかできないのです。できない。それは予算の問題である。ですから行管も、この勤務の実態からいって常勤性を付与するというところについては、そういう実態であるというところはもう認めざるを得ない、認めるわけなんです。が、制度としてはこれは他官庁との関係もあり、なかなか認定しにくい問題である。したがって結局この処遇上の改善で解決したいというのが考え方のようであります。これは制度となれば文句のないです。文句ない。それがあと六月か七月ころまでに結論が、各省庁先ほどの御答弁でもだいたい鋭意努力をしているようですから、結論を出す努力をしておるといふことは私も認めているわけなんです。非常に弱り切っているのは、最終的には予算の問題にぶつかるわけなんです。ですからその予算の場合にひとつ大臣も実現するように努力をされる、それくらいは、あなたの部下なんです。これは気持ちよく働いてもらうためには必要なのではないかと思うのですがね。その

点をひとつ努力をすると言えはそれでいいのです。その努力するということを言わないわけですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はたてまえとしては戦場の人たちにできるだけ喜んで働いていただくようにしなさいいかぬと思っております。ことにまあ毎々お話がありましたとおり、いま林野庁でも一般の林業家にとりまして、労働力を確保するためにたいへん苦勞しておる最中でありまして、できるだけその処遇をいたすようにしてあげることが双方の利益だと思っております。で、実はこの間からその問題について一べん長官から報告を受けたかと思っておりますが、ほかのことと忙殺されておりましたので、ほかのこととにかく長官、職員部長等は十分一生懸命やっておりますのでありますから、その報告を聞いて努力をいたしたい、こうお答えをいたします。

令の内容はいただきましたが、この代替地の条件といえますか、考え方というものを御説明をいたしたい。

○政府委員(松本守雄君) 代替地の考え方でございます。どういう場合に代替地活用を認めるかと、その点について申し上げます。第一点、小規模林業経営者が林業経営の用に供していた民有林を農用地造成事業のために譲渡した場合であること、第二点、その林業経営者が造成される農用地をもっぱら利用することとならないこと、第三点、その林業経営者がその譲渡によって林業経営に支障が生ずると認められること、以上三つの点がすべて満たされる場合に限り行なり、こういう考え方に立っております。

○北村暢君 まあその程度でいいことにしましょう。

○北村暢君 私のいたいた政令案見込みと若干違ふようではありますが、いずれにせよこれは非常に限定をされ、この三つの条件がすべて具備していなければならぬ、こういうことのようにございませう。しかも、譲り受けたものというには都道府県あるいは市町村という公共団体、これは該当しないように受け取れます。それはそのように理解していかうかということ。

改善事業で市町村有林を牧野等に供すると、市町村としては牧野に供したのだから、代替地を国有林に求める。たまたま隣接して国有林がある場合、現実にはそういう事象にぶつかって、私もそういう陳情を受けたことがあります。そういう場合でも市町村には農業構造改善事業のためであるから、構造改善事業は市町村のためではない、農業者のためであるという観点から、市町村には認めない、こういうことになるというふうに理解いたしますが、これは具体的に申し上げましたが、それで差しつかえないかどうか。

○政府委員(松本守雄君) そのとおりでございます。

○北村暢君 従来も代替地というものの制度があったように聞いておりますが、実績はあるのですか、どうですか。

○政府委員(松本守雄君) 実績はございません。

○北村暢君 次に、国有林野の活用の適正な実施」ということがいわれておりますが、これとの関連で前にも若干さかのぼるかと思いますが、国有林野の活用、構造改善事業その他の実績については資料をいただきましたが、大体過去の国有林野の活用実績——農業構造改善のための国有林野の活用実績、こういう資料をいただきましたが、これによると、農業の場合は三十八年度から四十四年度まで、林業構造改善事業は三十九年度から四十四年度までの実績、農業が二万二千九百九十五ヘクタール、林業が二万一千三百三十七ヘクタール、過去四、五年の間はこういう程度の実績しかないわけですね。そこで、全国国有林野解放の、解放対策協議会等の今後の国有林野の活用計画という回答のきたものだけということですが、その資料は、要求事項は、計画は林野庁のほうにもすで行っているのじゃないかと思うのですが、農用地の場合十二万八千四百九十九ヘクタール、それから林業の場合三十三万三千七百九十九ヘクタール、こういう国有林野活用の計画が、これは回答のきたものだけということですが、ですからおそろくこれ

は正確にやればもっと多くなるのじゃないかと思われのです。そういう要望が出ております。特に林業の構造改善事業等については、払い下げ等を要望するものが、三十万三千ヘクタールのうち二十四万六千ヘクタール払い下げてもらいたいというのが出てきております。そうしますと、従来の農業構造改善事業のための国有林野活用の実績、四、五年の実績でわずかに農業、林業合わせて四万四千ヘクタールという状態ですね。ところが解放対策協議会は農業、林業を含めるとこれは四十四万ヘクタールですかね、かなりの現状で、年間だけでそういうものが出てきています。ですからこういう要望に対して、この法律が通ったならば、国有林野の活用というものがどういう形で行なわれるかということ、非常にこれは要望する側からしても重大な関心事だろと思う。そこで従来の国有林野活用の、基本法四條に基づく国有林野の活用については、次官通達が出されているわけですが、これは、農業構造改善事業のための国有林野の活用並びに林業構造改善事業のための国有林野の活用、こういう次官通達が出ており、それぞれの国有林野内の農用地適地選定基準、それから国有林野内の林業構造改善事業の活用林地選定基準といふものをもって今日まで運用してきているわけですが、それで今度の法律でも、こういうことを農林大臣が決定をし、公表しなければならぬというところになっておりますが、一体この法案が通ったならば、従来の次官通達がこの法律に基づく何か通達というような形になるのかどうかかわりませんが、内容的にはこの次官通達の趣旨といふものが踏襲されるのかどうか。先ほど申しましたように、国有林解放対策協議会のこういう膨大な要望といふものの期待に簡単に沿えるような形になるのかどうなのか、この法案通過後に従来のかのそれの農林次官通達との関係はどのようになるか、また法律通過後の農業構造改善事業のための国有林野の活用というものが従来の実績と比較してどのように飛躍的に拡大されるのかどうか、そういう見通しがあるのかどうか、こういう

それではいよいよ活用法の質問にこれから入るわけなんです、長くなって恐縮なんです、が、もう少しがまんをしていただきたいと思います。今度の国有林野活用法案を提案するにあたりまして、提案した以前と提案後とどういふふうに変わるかというところについての質問がございまして御答弁がありました。したがってそういう点は省略をさせていただきますが、この法律によって積極的に国有林野の活用をはかっていくということとございまして、その活用の推進には六つの項目をあげて活用の具体的な方法等について示してあるわけでありまして、その中で第三第一項第二号の代替地の問題であります、代替地の問題について、農業構造改善事業の場合の代替地なんです、これは「林業経営の用に供されていたものを代わるべき土地として林業経営の用に供すること」を目的とする国有林野の活用」それで代替地というものを認めたわけですが、その際に「当該譲渡を政令でもって限定をしておるわけです。その政

○政府委員(松本守雄君) そのとおりでございます。

○北村暢君 そうすると、都道府県、市町村は該当しない。私も聞くとところによると、農業構造

う点について見解を伺いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話のように、次官通達でいままでもやっておりますけれども、活用の適格者それから活用し得る場合などが政府内部の通達等で定まっておったわけでありまして、活用制度の周知徹底が必ずしも十分であったとは言えないと存じます。そこでその活用の実施に関する国の方針等を法律で明確にいたしまして、それで活用希望者にそのことを明らかにいたしまして適正かつ円滑な活用に資する必要があるということとはまあ強く要望されておりました。そういうようなこともございまして、それから土地の売り払いまたは活用に伴う立木等につきましては、原則として一時払いとなっておりましてために活用の円滑な実施が行なわれることに支障を来たしておたというようなこともございまして、それからまあ今度の活用によりまして、これは林業についても言えることだと思ひますが、農林の構造改善等については、この解放された土地について新しい計画に基づいて構造改善の事業が積極的に行なわれることを期待いたしたいと、こう思っております。

○政府委員(松本守雄君) 補足いたしまして御答弁申し上げます、従来の次官通達の選定基準をどうするかという点でございまして、まあおむねその選定基準を踏襲するつもりでございまして、別にその基準で支障を感じておりませんので、踏襲するということ。

まあつけ加えれば、位置とか土質とかいろいろ基準がございまして、その基準と、それから保安林等の第一種林地、これに準ずる第二種林地、幼齡人工林、苗畑、林道、そういうものは活用を避けるということ、そういう選定基準がございましてそれをまあおむね踏襲をする。

以上でございます。

○北村暢君 この選定基準を踏襲するというと、従来の——従来の——農地改革当時におけるいわゆる緊急開拓、当時非常にならずに開拓地の選定をやった。解放対策協議会のほうからい

わされれば、開拓の不成功であったのは国有林はいの所は一つも出してくれない、悪い所ばかり出している、だから成功しないのはあたりまえだ、こういう批判が一つあるわけでありまして、その批判にこたえて、おそろこの農業構造改善事業を実施するためにこの次官通達が出され、選定基準も厳格にした、こういうことだろうと思ひのであります。したがってこの基準に従って売り払いその他の処置で活用された場合には、農業経営に支障を来たすなどということとは起こらない、こういうふうに理解をいたします。厳正に行なわれる、そうしてこの選定基準というものは今後踏襲していく、こういうことの方です。しかし、活用という面については、大臣のおっしゃるように希望するものが獲得できるように積極的に周知徹底をする、こういう措置をとる、こういうことの方でありますから、それはそれなりに理解をいたします。

そこで、この林業の構造改善のための払い下げというものが二十四万六千ヘクタールも出ているわけですから、ところが従来の林業構造改善事業のための国有林の活用は、まあおむね部分林制度を活用するということで決定しておる。そのほかにも、この部分林の要求ももちろんございまして、したがって、これは私どもの理解からすれば、この国有林の活用というものは樹園地をつくるとか畑をつくるとかいうことで、直接農業の生産そのものに関連をし、個人的な経営がいいというもののについてはこれは売り払いなり所属がえなりの方法がある共同牧野、そういうようなものについては利用権を設定してこれは貸し付けをしたほうがいいのじゃないかと理解をしております。またそのように従来も運用されているようにあります。で、この要望の林業構造改善事業の払い下げという問題について、先ほど私もこの要望にこたえられるかどうかというところをお尋ねしたんですが、御答弁がなかつたようですが、この林業構造改善事業の零細林業経営の規模拡大のために行なう国有林の活用というものの形は一体どういうものをお考

えになつてゐるのか、この際明らかにしておきたいと思ひます。それでないという、これは解放対策協議会の調べでは払い下げ等の要求が相当多く出ておりますから、期待をして期待はずれということにもなりかねないのでありますから、法案審議の段階においてどういう方針でやられるのか明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(松本守雄君) 第三第一項の第三号、個人活用がその規定に書かれておりますが、現在林業構造改善という事業をやっておりますが、この林業構造改善をやる場合に部分林を設定して経営規模の拡大に協力を申し上げようということ、まあその他幾つかの事業内容がございまして、その林業構造改善を実施する場合にこの第三第一項第三号の規定を適用しようという考え方でございまして、この際林業を営む個人というものは当面活用の対象に考えておられません。林業構造改善事業に基づく近代化の事業を行なう場合の団体、まあ主として団体を考えておりますが、その団体に対して原則として部分林活用を進めていこう、これをかりに個人活用といたしますとまあたいへん事務が煩瑣になりまして、かりに個人的に少しくらいの活用をいたしてもほんとうに活用の実効があるかどうか問題でございまして、将来のそういう小規模林業経営の指導方向としましては協業化を考えておるわけでありまして、その協業化の方向でその活用にも御協力を申し上げるということ、個人には当面考えておりません。

○北村暢君 個人には考えないが、共同の場合も部分林制度を活用するということで払い下げそのものはやらない、そういうことですか。

○政府委員(松本守雄君) そうでございます。

○北村暢君 そうしますと、この解放対策協議会の払い下げの要望というものは実質的にはこたえられないことになりませんか。

○政府委員(松本守雄君) 協議会の御要望があることも承知はいたしておりますが、まあ簡潔に申し上げますとそういう結果になろうかと思ひます

が、しかしいろいろお話しをいたしまして、今後の林業の方向は協業化へ行くべきだ。その協業化の推進の方策としては部分林が一番いいのだといったようなお話し合いを進めまして、御理解をいただきたながら積極的に活用をしております、こういう考え方であります。

○北村暢君 本日はこの程度に私はとどめておきます。

○委員長(河川陽一君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(河川陽一君) 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○河田賢治君 私は日本共産党を代表して、水産業協同組合法の一部改正案に反対するものであります。

今回の改正案は、第一に、法人の組合員資格、准組合員資格を大幅に緩和し、大漁業法人に、組合の管理運営への参加、組合の施設や資金の利用の道を開くものであり、ひいては大漁業者中心の組合運営がはかられる危険を持つのです。第二に、組合員の代理権拡大、総代会の機能と権限の強化、連合会においては一會員一票制の特例を設け、組合員数に基づき議決権等を与え得るなどの改正があります。これは、特定の組合員や大組合による組合運営の傾向を強めるものであり、協同組合の民主的強化に逆行するものであります。

以上のように今回の改正は、中小零細漁業者が力を合わせて組合を民主的に運営していくという協同組合の根本精神に全く反するものであります。同時に、拠点方式の名のもとに、汚染地域や中小零細経営地域を除外した第二次沿岸漁業構造改善事業や中小零細漁港を切り捨てていく第四次漁港整備計画などと合わさって、沿岸漁業ははじめ日本漁業全体を大漁業者、大組合中心に再編成しようというねらいを持つものと言わざるを得ませ

ん。

こうした多くの中小漁業者の利益、協同組合の真の発展に相反し、ただ大漁業法人、大組合の要求にのみこたえた今回の改正に強く反対すること重ねて表明して、私の討論を終わります。

○委員長(河口陽一君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(善彰君)から発言を求められておりますのでこれを許します。善彰君。

○委員(善彰君) 私はただいま可決されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党共同の附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の運用にあたり、水産業協同組合が適正な事業経営を行なうことのできるよう、その育成強化に努め、かつ、その組織のあり方については、さらに調査検討を加えるとともに、特に左記事項に留意し、組合の健全な管理運営が確保されるよう努めるべきである。

記

一、法人組合員の資格要件の緩和、総代会の権限の拡大、連合会における一會員一票制の特例の設置等に伴い、組合事業の運営にあつては、全組合員及び會員の意志が十分反映されるよう指導を強化すること。

二、今後、第二次構造改革事業、浅海漁場開発事業、海洋水産資源の開発等が実施され、漁協等の果たすべき役割がますます大となることにかんがみ、その近代化について指導・助成等の強化に努めること。

三、漁協等における法人組合員の資格要件の緩和に伴い、他の水産関係法令との調整、特に金融関係法等における適用対象中小漁業者の範囲の拡大に努めるとともに、その信用事業の運営については遺憾なきよう監督すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(河口陽一君) おはかりいたします。

○委員(善彰君)から発言を求められておりますのでこれを許します。善彰君。

○委員(善彰君) 多数と認めます。よって、善彰君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員(善彰君) 倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして、対処いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(河口陽一君) 次に、漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案については、前回で質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですから、討論はなしものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

漁港法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(河口陽一君) 次に、海洋水産資源開発促進法案を議題といたします。

本法案については、前回で質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員(善彰君) 私は、日本共産党を代表して、海洋水産資源開発促進法案に反対するものであります。

周知のごとく、日本漁業とりわけ沿岸漁業はきわめてきびしい情勢にあります。国民生活に欠くことのできない水産物は、その需要は年々増大しているにもかかわらず、生産量の伸びは近年停滞しており、中でも新鮮な魚介類を供給している沿岸漁業は、浅海の埋め立てや公害により、その環境悪化は著しいものがあります。自民党政府の高度経済成長政策が、海をつぶし、海をよこし、漁業と漁民の暮らしを破壊しつつあることは、漁業関係者が一致して指摘いたしているところであります。しかるに、政府・自民党は、大資本本位の政策を――そう推し進めようとしており、もし新全総計画などがそのまま実施されるならば、日本の沿岸漁業は壊滅的打撃を受けるでございましょう。ところが、農林省・水産庁は、これらの政策に従属し、中小零細漁業者の多い沿岸漁業の環境悪化は事実上放任したまま、大漁業資本による遠洋漁業において生産拡大をはかるうとしており、今回の立法は、こうした方向を推し進めるものであります。

すなわち、法案では、沿岸漁業と沖合い・遠洋漁業の振興をそれぞれうたいながら、沖合い・遠洋漁業のために新設するという海洋水産資源開発センターにのみ、十億円以上の予算が計上されているのであります。これこそ、大漁業資本、上層

漁業者奉仕という今回の法案の本質を明白に物語るものであります。

第二に、沿岸漁業における増養殖の振興についても新しい積極的な施策はありません。しかも、開発区域の設定にあたって、全国水産線の四分の一を占める港湾区域、公害区域は原則として除外し、また、埋め立てや公害の進んでいる地域、中小零細漁業者が散在している地域等は切り捨てていくものであります。

第三に、工業などとの調整にあたっては、既存法令の運用を要請できるとするのみで、少ない開発区域や指定区域においてさえ、届け出のみで海底の掘さく等ができるなど、漁場保全の効果は、ほとんど期待できないものです。

第四に、海洋水産資源開発センターを設立し、新漁場の開発とその企業化のための調査を、国費で行なうというものです。これは、資源開発の名のもとに主として大漁業資本、上層漁業者の利益をはかるものであり、政府は大漁業資本による略奪漁業を戒めるのではなく、一そう官民一体となって経済侵略的漁業の推進をはかるうとするものであります。

このような法案は、公害をなくし、沿岸漁業の振興を心から願っている中小零細漁民の期待に全く反するものと言わざるを得ません。わが党は、無制限の埋め立てや、公害発生源を強く規制し、海のよさを防止すること、漁場、漁港の整備を強力に進め、育てる漁業を発展させること、大漁業者、大漁業資本中心をやめて、中小零細漁業者のための漁業振興政策を行なうことなどを強く主張するものであります。

以上を強調いたしまして、私の反対討論を終わります。

○委員長(河口陽一君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

海洋水産資源開発促進法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

村田秀三君から発言を求められておりますので、これを許します。村田君。

○村田秀三君 私は、ただいま可決されました海洋水産資源開発促進法案に対する自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党共同の附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

海洋水産資源開発促進法案に対する附帯決議(案)

政府は、海洋水産資源の維持増大は、海洋の自然的条件の保護が基盤であることにかんがみ、各種公害の除去ならびに海洋開発にとまらう他産業との調整にあたつて、毅然たる態度でのぞみ、漁場の効用の低下及び喪失の防止に最善を尽し、あわせて左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、沿岸海域の海洋水産資源の開発促進のため、の開発区域の指定、開発計画の作成等は、沿岸漁業構造改善事業等の諸施策と一体をなすよう指導するとともに、漁業生産基盤の整備、漁業資源の維持増大等は、計画的かつ積極的に推進すること。

二、国は、水産資源の維持増大のため、その種苗の生産、放流等の試験研究を強化するとともに、栽培漁業の実施については全国的な規模における組織の確立につき鋭意検討すること。

三、公害等により汚染された漁場の再開発実施体制につき鋭意検討すること。

四、海洋開発センターによる新漁場の開発にあつては、適正な漁獲及び水産資源の利用等について、国の調査船及び研究所等との連携い協力を密にするよう指導し、かつ、国際間

における信頼等について遺憾なきを期すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(河口陽一君) おはかりいたします。村田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 全会一致と認めます。よって、村田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして、慎重に対処いたしてまいる所存でございます。

○委員長(河口陽一君) なお、三案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会